

摂津市議会

# 建設常任委員会記録

平成20年3月10日

議 会 事 務 局

# 目 次

建設常任委員会

3月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第1号所管分、議案第10号所管分の審査 .....	2
補足説明（土木下水道部長、都市整備部長、都市整備部理事） 質疑（野原委員、本保委員、原田委員、木村委員）	
議案第32号所管分の審査 .....	41
議案第43号の審査 .....	41
散会の宣告 .....	42

## 建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成20年3月10日(月) 午前10時 開会  
午後 3時32分 散会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 木村勝彦 委員 原田 平  
委員 本保加津枝 委員 野原 修

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正  
都市整備部長 山脇 智 同部理事 中谷久夫  
同部次長兼建築住宅課長 長野俊郎 同部参事兼都市計画課長 小山和重  
まちづくり支援課長 土井正治 同課参事 鬼迫弘臣 都市計画課参事 新留清志  
建築指導課長 大田博和 建築住宅課参事 林 弘一  
土木下水道部長 栗屋保英 同部次長 宮川茂行  
同部参事兼公園みどり課長 野畑一雄 同部参事兼道路課長 藤井義己  
同課参事 堀 和夫 同課参事 山本博毅 交通対策課長 大砂 涉  
同課参事 早川 茂 下水道業務課長 石川裕司 同課参事 芳浦定行  
下水道管理課長 山口 繁 同課参事 渡場修一 同課参事 川上昭人  
下水道整備課長 渡辺勝彦  
水道部長 池田三紀夫

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 湯原正治

### 1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成20年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第10号 平成19年度摂津市一般会計補正予算所管分  
議案第32号 摂津市職員の修学部分休業に関する条例及び摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件所管分  
議案第43号 摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第 6号 平成20年度摂津市公共下水道事業特別会計予算  
議案第13号 平成19年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算  
議案第 2号 平成20年度摂津市水道事業会計予算  
議案第11号 平成19年度摂津市水道事業会計補正予算

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 おはようございます。  
ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。きょう、皆様方にはお忙しい中、建設常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、平成20年度の一般会計予算所管分外7件の案件につきまして、ご審査を賜ることになりますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

一たん退席いたしますが、どうぞよろしく願います。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、野原委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

栗屋土木下水道部長。

○栗屋土木下水道部長 おはようございます。議案第1号、平成20年度摂津市一般会計予算のうち、土木下水道部にかかわる部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

きます。

まず、歳入でございますが、34ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料では、節3、クリーンセンター使用料は(仮称)吹田貨物ターミナル駅の建設工事用車両がクリーンセンター敷地内を通行することに伴い、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から使用料を徴収するほか、関西電力の電柱と支線の占用料でございます。

目4、農林水産業使用料では、節1、水路使用料は法定外水路占用料でございます。目5、土木使用料では節1、道路使用料は道路占用料でございます。

節3、公園使用料は関西電力の電柱などの公園占用料でございます。

節4、駐車場使用料は、自動車及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料でございます。

37ページ、項2、手数料、目1、総務手数料では、節1、総務手数料の下から1行目の諸証明手数料は道路幅員証明手数料でございます。

目2、衛生手数料では、節5、し尿処理手数料は、し尿処理及び浄化槽汚泥の処分にかかる手数料ほか浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料でございます。

38ページ、目3、農林水産業手数料では、節2、明示手数料は、水路敷地境界明示手数料でございます。

目4、土木手数料では、節1、明示手数料のうち上から2行目の道路敷地境界等明示手数料でございます。

42ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、土木費国庫補助金では、節2、地籍調査費補助金は都市再生地籍調査委託補助金でございます。

52ページ、款15、府支出金、項2、

府補助金、目6、土木費府補助金では、節1、都市計画費補助金のうち下から1行目の府自然環境保全条例事務取扱交付金は、事務処理に関する経費交付金でございます。

節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

54ページ、項3、委託金、目3、土木費委託金では、節1、土木管理費委託金は河川環境整備工事委託金と自転車等移動保管業務委託金と、鶴野橋外ポンプ管理委託金でございます。

63ページ、款19、諸収入、項4、目2、雑入では、節1、雑収入のうち下から10行目の路上放棄車処理協力金と、その下、自転車等移動保管料と、自転車等鉄屑処分金と、その下、踏荒し整地料でございます。

続きまして歳出でございますが、142ページをお開き願います。

款4、衛生費、項2、清掃費、目1、清掃総務費では、その主なものとしまして、節7、賃金はし尿収集事務に係る下水道業務課の臨時職員の賃金でございます。

145ページ、目3、し尿収集費では、その主なものとしまして、節7、賃金は、クリーンセンターの臨時職員の賃金でございます。

節11、需用費は、クリーンセンターの消耗品費、光熱水費、修繕料等でございます。

節13、委託料は、し尿収集運搬委託料のほか、クリーンセンターの諸施設に係る委託料でございます。

146ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、正雀終末処理施設の維持管理負担金及び整備負担金でございます。

節22、補償、補填及び賠償金は、し尿くみ取り世帯数の減少に伴う、し尿

収集業者への補償金などがございます。

151ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費では、農業水路の維持管理に係る経費で、その主なものとしまして、節7、賃金は、地元農業関係者による水路しゅんせつ等に係る賃金でございます。

節11、需用費は、農業用施設の光熱水費と修繕料等でございます。

節13、委託料は、河原樋ポンプ場外1件の管理業務委託料でございます。

152ページ、節15、工事請負費は、農業水路に係る雑工事と用水側溝改良工事でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、水路整備事業等の実施に伴う融資資金の償還金負担金及び神安土地改良区負担金等でございます。

158ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費では、その主なものとしまして、節13、委託料は、土木施設の維持に係る作業業務委託料でございます。

節28、繰出金は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

159ページ、目2、交通対策費では、その主なものとしまして、節13、委託料は、交通指導業務委託料、放置自転車等移動委託料及び公共施設巡回バス運行管理業務委託料等でございます。

節15、工事請負費は、道路反射鏡設置工事と交差点改良工事でございます。

160ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、その主なものとしまして市内循環バス運行補助金等でございます。

161ページ、項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費では、その主なものとしまして節13、委託料は、都市再生地籍調査業務委託料と駅前広場管理委託料等でございます。

162ページ、目2、道路維持費では、その主なものとしまして、道路管理に係る維持管理経費のほか、節13、委託料の市内環境維持業務委託や節15、工事請負費の道路維持工事事業費などでございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、建築基準法に基づいて中心後退部分が発生する狹隘道路の整備などの助成金でございませう。

163ページ、目3、道路新設改良費では、その主なものとしまして、節15、工事請負費では、学園町1丁目地内道路改良事業でございませう。

目4、交通安全対策費では、その主なものとしまして、節15、工事請負費は、千里丘南千里丘線歩道拡幅事業や歩道段差切り下げなどの交通安全対策工事の事業費でございませう。

節22、補償、補填及び賠償金は、電柱等移設補償金などでございませう。

164ページから165ページにかけて、項3、水路費、目1、排水路費では、その主なものとしまして、節11、需用費は、排水路施設の光熱水費と修繕料などでございませう。

節13、委託料は、排水路やポンプ場等の維持管理に係る委託料でございませう。

節15、工事請負費は、排水路に係る雑工事でございませう。

節19、負担金、補助及び交付金は、番田水門設置に伴い実施する内水対策事業の建設負担金ほか番田水路事業償還金負担金で、これは府営まちづくり整備事業として大阪府が実施している番田水路の樋門改修等に伴う負担金でございませう。

166ページ、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、その主なものとしまして節1、報酬は、緑化推進嘱託員の報酬でございませう。

167ページ、節7、賃金は、緑化推進員の賃金でございませう。

171ページ、目3、緑化推進費では、その主なものとしまして、節16、原材料費は、花いっぱい活動助成をはじめ、市内花壇等の花苗、土、肥料等の購入費でございませう。

目4、公園管理費では、その主なものとしまして、節11、需用費は、公園等の光熱水費と修繕料でございませう。

172ページ、節13、委託料は、公園等施設の機能維持を図るための管理委託料と公園台帳の作成委託料と、公園等砂場の消毒と清掃委託料並びに公園遊具点検業務委託料でございませう。

節15、工事請負費は、遊具や管理施設等の取替改修工事などでございませう。

173ページ、目5、都市公園事業費では、節19、負担金、補助及び交付金は、安威川ふれあいづつみ事業に要した神安土地改良区への償還金負担金でございませう。

185ページ、款8、項1、消防費、目3、水防費では、その主なものとしまして、節16、原材料費は水防資材の購入費でございませう。

節19、負担金、補助及び交付金では、その主なものとしまして淀川右岸水防事務組合に対する負担金と、安威川ダムの建設に係る水源地域対策特別措置法第12条に基づく負担金でございませう。

続きまして11ページ、第2表の債務負担行為につきましては、上から2段目の府営まちづくり水路整備事業でございませう。当該事業は大阪府が事業主体となって実施するもので、番田水路にある12か所の樋門について補修、改修、電動化を行うとともに、水位計を設置するものでございませう。工事期間は平成19年度から平成22年度の4か年となっており、

今回の債務負担行為は平成20年度事業予定分に係る本市負担分について、期間及び限度額を定めるものでございます。

以上、予算の内容の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成19年度摂津市一般会計補正予算（第5号）のうち、土木下水道部にかかわる部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、14ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料では、節4、駐車場使用料は、千里丘自転車、自動車駐車場整備工事に伴う一部閉鎖により減額となるものでございます。

20ページ、款17、項1、目1、寄附金では、節1、寄附金のうち、緑化事業寄附金で1件の寄附を受けたものでございます。

21ページ、款19、諸収入、項4、目1、雑入では、節1、雑収入のうち下から1行目、路上放棄車処理協力金において年度末見込みにより減額となるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

48ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目3、し尿処理費では、節11、需用費は印刷製本費や光熱水費の年度末見込みにより減額となるものでございます。

節13、委託料は、し尿及び浄化槽汚泥の沈砂槽清掃などの委託料等で、委託金額が確定したことにより減額となるものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、正雀終末処理施設に係る負担金で、維持管理負担金については年度末見込みから、

整備負担金については負担金額が確定したことによりそれぞれ減額となるものでございます。

49ページ、節22、補償、補填及び賠償金は、し尿処理世帯の減少に対する業者補償について、前年度の減少世帯数が確定したことにより減額となるものでございます。

50ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費では、節7、賃金は、農業用水路しゅんせつ賃金の金額が確定したことにより減額となるものでございます。

節11、需用費は、農業用施設の光熱水費等の執行差金を減額とするものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、神安土地改良区が農地転用時の決済金により繰上償還したことに伴う地盤沈下対策事業償還金負担金の減額等でございます。

51ページから52ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費では、その主なものとしまして、節13、委託料では、土木維持作業業務委託料の執行差金を減額とするものでございます。

節28、繰出金は、公共下水道事業特別会計繰出金の年度末見込みにより減額となるものでございます。

目2、交通対策費では、その主なものとしまして、節14、使用料及び賃借料は、南摂津駅前第2自転車駐車場用地の借上料で契約期間更新に伴う借地料交渉の結果、減額となるものでございます。

53ページ、項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費では、その主なものとしまして、節13、委託料は、都市再生地籍調査業務委託料、放置自動車撤去委託料、現況平面図等修正及び認

定道路網図作成委託料などの金額が確定したことにより減額となるものでございます。

目2、道路維持費では、節13、委託料は路面清掃委託料、市内環境維持業務委託料の金額が確定したことにより減額となるものでございます。

目3、道路新設改良費では、節13、委託料は、測量分筆委託料の金額が確定したことにより減額となるものでございます。

節15、工事請負費は、道路新設改良工事の執行差金を減額とするものでございます。

54ページ、目4、交通安全対策費では、その主なものとしまして、節13、委託料は、測量設計委託料の金額が確定したことにより減額となるものでございます。

節15、工事請負費は、交通安全対策工事の執行差金を減額とするものでございます。

55ページ、項3、水路費、目1、排水路費では、その主なものとしまして、節11、需用費は、排水路施設の消耗品費及び光熱水費等の執行差金を減額とするものでございます。

節13、委託料は、残土等の受入処分減少及びポンプ場設備保守点検委託料、味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託料の金額が確定したことにより減額となるものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、番田水門内水対策事業に係る借入金の利率確定により負担金が減額となるものでございます。

57ページ、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、節25、積立金は、寄附金を緑化基金に積み立てるものでございます。

目3、緑化推進費では金額の変更はございませんが、財源内訳の変更を行うものでございます。

58ページ、目4、公園管理費では、その主なものとしまして、節15、工事請負費は、公園遊具取替工事の執行差金を減額とするものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、ちびっこ広場管理補助金の金額が確定したことにより減額となるものでございます。

61ページ、款8、項1、消防費、目3、水防費では、その主なものとしまして、節19、負担金、補助及び交付金は、淀川右岸水防事務組合負担金の確定による減額のほか、安威川ダム水特法12条負担金について、茨木市の改良事業を次年度に送ったこと等により減額となるものでございます。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 山脇都市整備部長。

○山脇都市整備部長 それでは、議案第1号、平成20年度摂津市一般会計予算のうち、都市整備部のまちづくり支援課、建築住宅課、建築指導課にかかわります部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料のうち公営住宅使用料は、市営住宅使用料等でございます。

次に、38ページ、項2、手数料、目4、土木手数料では、優良宅地等認定手数料でございます。

次に、42ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、土木費国庫補助金のうち都市計画費補助金は、耐震診断補助金及び耐震改修補助金でござ



います。また、住宅費補助金は市営住宅建替えに伴う地域住宅交付金でございます。

次に51ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金のうち都市計画費補助金は、府景観条例事務取扱交付金及び耐震診断補助金と、52ページ、耐震改修補助金でございます。

次に、54ページ、項3、委託金、目3、土木費委託金のうち都市計画費委託金は、建築基準法施行事務取扱委託金、都市計画法施行事務取扱委託金及び大阪府福祉のまちづくり条例委任事務委託金でございます。

次に、63ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入のうち雑収入は、上から16行目、建築確認申請者負担金と次の入居者負担金でございます。

次に、歳出でございますが、166ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、主に事務執行経費でございます。

169ページ、備品購入費は建築指導課の公用車両の買い替え費用でございます。同じく169ページ、負担金、補助及び交付金は、7行目、大阪府開発指導行政協議会負担金から以下4件と下から5行目、大阪府都市開発促進協議会負担金から下3件及び170ページの耐震改修補助金の計8件でございます。

170ページ、目2、街路事業費のうち報償費は、都市景観事業に伴う都市景観まちづくり審議会並びに都市景観アドバイザー委員会の報償金でございます。

176ページ、項5、住宅費、目1、住宅管理費では、住宅管理人報酬及び事務執行経費でございます。

177ページ、委託料は、市営住宅の管理に伴う緊急通報設備管理委託料等と

実施設計等業務委託料でございます。このうち実施設計等業務委託料は、烏飼野々団地及び鯨生野団地を旧市民プール跡地への建替えを行うために実施設計を行うものであります。

178ページ、積立金は、市営住宅整備基金への積立金であります。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成19年度摂津市一般会計補正予算（第5号）について、都市整備部のうち、まちづくり支援課、建築住宅課、建築指導課が所管します部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

歳出でございますが、補正予算書56ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、旅費、需用費等は一般事務事業、車両管理事業及びOA機器管理事業にかかわる経費の執行差金であります。

57ページ、目2、街路事業費では、報償金、需用費、役務費は都市景観事業などにかかわる経費の執行差金であります。

59ページ、項5、住宅費、目1、住宅管理費では、住宅管理に伴う経費及び建替え基本設計業務等の委託料にかかわる落札差金及び執行差金であります。

60ページ、市営住宅整備基金積立金は、市営住宅の整備及び管理を適正に履行するため財源の確保をいたすものでございます。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 中谷都市整備部理事。

○中谷都市整備部理事 議案第1号、平成20年度摂津市一般会計予算のうち、都市整備部都市計画課にかかわる部分に

ついて、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、38ページ、款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目4、土木手数料のうち明示手数料は、都市計画道路敷地境界明示手数料、都市計画手数料は諸証明手数料でございます。

次に、51ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金のうち都市計画費補助金は、土地利用規制等対策費交付金でございます。

次に、54ページ、項3、委託金、目3、土木費委託金のうち都市計画費委託金は、都市計画基礎調査委託金と遊休土地実態調査委託金でございます。

次に、63ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入、雑収入は上から14行目、都市計画図売却収入でございます。

歳出についてでございますが、166ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費、報酬のうち都市計画審議会委員報酬及び旅費、需用費、役務費など事務執行経費でございます。

168ページ、委託料は、電波障害対策施設等維持管理委託料でございます。

次に、169ページ、備品購入費のうち機械器具費、都市計画分は、公用車購入費用でございます。

負担金、補助及び交付金は1行目、正雀駅耐震補強補助金から大阪府都市計画街路事業促進協議会負担金までの4件と、一番下の大阪中央環状モノレール建設促進協議会負担金でございます。

このうち正雀駅耐震補強補助金は、今後発生が予想される大規模地震に備え、不特定多数が利用する正雀駅の耐震補強工事に対する補助金でございます。また、

電波障害対策施設ケーブルテレビ切替負担金は、老朽化したフォルテ摂津の電波障害対策施設をケーブルテレビ会社に移管するための負担金でございます。

11ページ、第2表、債務負担行為をお開きください。

上から4件目の電波障害対策施設管理事業におきまして、期間、平成21年度から平成23年度、限度額、8,631万円の債務負担行為を設定いたしております。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成19年度摂津市一般会計補正予算第5号のうち、都市整備部都市計画課にかかわる部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

歳出でございますが、56ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、報酬、旅費、需用費等は事業にかかわる経費の執行差金でございます。

次に、8ページ、第3表、繰越明許費をご覧ください。款7、土木費、項4、都市計画費、JR千里丘駅エレベーター設置補助事業におきましては、薬液注入による止水工事後に進めておりました杭基礎工事を進める中で、想定外の構築物が線路直近に出てくるなど、安全対策上工事を予定のとおり進めることができず、年度内の完成が困難となったものであります。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明は終わり、質疑に入ります。

野原委員。

○野原委員 おはようございます。それでは、質問させていただきます。予算書、

予算概要、各課別に質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず第1点目、予算書63ページ、建築確認申請者負担金について170万円、昨年同額ですが、これ昨年建築基準法改正後の経過の影響などを踏まえた金額、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

2番目、予算書170ページ、耐震改修補助金534万円についてご説明をお願いします。

3番目、予算書63ページ、入居者負担金726万から528万に減額しております、その理由をお聞かせください。

4番目、予算書の177ページ、緊急通報設備管理委託料291万9,000円から201万6,000円に減額している理由をお聞かせください。

5番目、予算書177ページ、実施設計等業務委託料3,800万、今、部長の方からご説明ありましたが、もう少し詳しくご説明お願いします。

予算書177ページ、6番目です。味舌用水路改修等実施設計委託料についてお聞かせください。

7番目、予算書63ページ、自転車等移動保管料391万5,000円から375万7,000円に減額しております。この理由をお聞かせください。

8番目、予算書63ページ、自転車等鉄屑処分金24万から22万6,000円に減額しております。この理由をお聞かせください。

9番目、予算書159ページ、交通指導業務委託料807万8,000円、これは多分3年契約の2年目になろうかと思いますが、この業務内容について再度お聞きかせいただきたいと思います。

10番目、予算書159ページ、放置自転車等移動委託料942万1,000

円についてお聞かせください。

11番目、予算書159ページ、自転車利用者指導委託料1,363万7,000円から1,985万円に増加しております。この理由をお聞かせください。

12番目、予算書159ページ、公共施設巡回バス運行管理業務委託料1,170万5,000円から1,200万8,000円に増額しております。この理由をお聞かせください。

13番目、予算概要84ページ、市内循環バス運行補助金1,000万から1,057万6,000円に増額しております、この理由をお聞かせください。

14番、予算概要85ページ、交通安全啓発事業125万5,000円から185万5,000円に増額しております。この理由をお聞かせください。

15番目、予算概要83ページ、土木維持作業業務委託料、これ18年でしたか、それが3,800万から4,800万に19年度ふえて、20年度また4,800万にふえております。これは多分今までの補償のやつがふえてきて、一応木本興産、公園ごみ収集委託業務、生活環境部においての収集業務の委託などが公園ごみの収集にかわって、そのときに昨年の説明では、今後の公園ごみの対応について状況が変化していくので、それを見込んで1,000万をつけたという形を言われております。このところ、どういう精査をされて、本年度どういう形でこの1,000万を計上されているか、その理由をお聞かせください。

16番目、予算概要90ページ、残土等受入処分委託事業の180万について、消耗品費で同じ610トンの残土に關しまして、60万から30万に減っております。また委託料150万はどのような契約でなされているのか教えてください。

17番目、予算概要86ページ、道路管理事業、保険料が昨年19万円に上がって、また本年32万5,000円に上がっております。この理由をお聞かせください。

18番目、予算概要86ページ、公共基準点管理事業100万について教えてください。

19番目、予算概要87ページ、道路維持事業4,500万についてお聞かせください。

20番目、予算概要87ページ、道路維持事業、街路樹剪定委託料846万9,000円から900万に増額になっております理由をお聞かせください。

21番、予算概要87ページ、狹隘道路整備事業について、協定、協議内容の流れのご説明をよろしくお願ひします。

22番、予算概要88ページ、千里丘三島線道路改良工事、これは従来、原田委員の方から言われておまして、なかなか進まなかったものを、昨年から道路課の担当ということで、測量委託料500万がついております。昨年の500万と今年の500万、どのような内容が違うのか教えていただきたいと思ひます。それと、21年ガード完成しますが、そのときにその状況につきまして、昭和37年都市計画以来の取り組み、また都市計画事業の考え方について、お聞かせいただきたいと思ひます。

23番、予算概要88ページ、正雀南千里丘線外2路線、阪急正雀駅前道路改良事業6,000万円上がっております、これのご説明をよろしくお願ひします。それと、十三高槻線の府道の空地について、これは違法駐車場なんかの有効利用という形の考え方で、27年度十三高槻線が完成するまでの府道の敷地ではありますが、マンモスのパチンコの横とか、

ほかにもあいている市民プールの跡を有効活用を、違法駐車という見地から、府の方に申し入れができないものか。このところをお聞かせいただきたいと思ひます。

25番目、予算書52ページ、府自然環境保全条例事務取扱交付金、定額についてお聞かせください。

26番目、昨年、決算委員会でも質問させていただいたんですが、都市公園契約変更実施の費用対効果をお聞かせください。

27番目、摂津市緑化推進連絡会補助金28万から153万3,000円に変更しております。理由をお聞かせください。

28番目、予算書172ページ、これは本保委員の方からもずっと質問されていることなんですけど、公園遊具点検業務委託料150万についてお聞かせください。

29番目、予算書172ページ、公園管理工事、1,450万から1,600万に増額になっております。これは予算概要の方で公園遊具取替事業として450万から600万にふえております。また、公園施設整備事業1,000万円そのままになっております。その理由を、内容をお聞かせいただきたいと思ひます。

30番目、予算書172ページ、ちびっこ広場管理補助金126万2,000円から128万9,000円に少し増額になっております。この理由をお聞かせください。

以上です。

○山本靖一委員長 大田課長。

○大田建築指導課長 それでは、野原委員の1番目、2番目、21番目についてお答えいたします。

確認申請者負担金、昨年19年6月2

0日、建築基準法の改正がありまして、審査期間、審査基準が改正されました。それに基づきまして確認申請の件数が大幅に減少となっております。それと同額の申請者負担金を計上しているということですが、申請者負担金につきましては、年度でなしに1月から12月の民間がおろされました確認通知書に基づいて負担金をいただいております。ですから、11月とか12月に申請を市が経由しましても、実際おろされる年度としましては20年度という形になってきますので、ですから20年度の確認申請者負担金として、民間からいただくような形になります。ですから、昨年減とはなっておりますけれども、実際の申請者、申請件数にしましては、そう減少しておりませんので、負担金としてはそれほど落ちるとは見込んでおりませんので、ご理解のほどをよろしくお願ひします。

それと、2番目の耐震改修補助金の534万円の内訳説明ということでございますが、耐震改修補助金につきましては、一般の方につきましては工事費140万といたしまして15.2%を補助させていただくシステムになっております。その内訳としましては、国が9万5,000円、府が5万8,000円、市が5万8,000円となっております。ですから、市民が負担する費用といたしましては、約118万9,000円となります。また、低所得者収入分位40%以下につきましては、工事費の23%、参考に工事費が140万円の場合、国が14万4,000円、府が8万8,000円、市が9万円となっております。市民が負担する費用は約107万8,000円となります。

次に、21番目の狹隘道路整備の流れについてでございますが、まず調査士、

設計事務所などにつきましては、建築指導課に建物が建てられるかどうかの調査に入られます。したがって、建築指導課の方で狹隘道路整備要綱の中身を説明をさせていただきます。それによりまして道路課の方に狹隘道路整備の事前相談書を提出していただきます。その提出していただいた写しをもって建築指導課の方で確認申請を受理するというところでございます。その受理するに当たりまして事前協議書を遵守するという協定書を申請者の方と市の方で協定書を締結させていただきます。それに基づきまして道路課の方で助成金の手続を行っていただくような流れになります。それで、最終的には工事の完了検査をしまして、助成金の交付という最終の流れになっております。

以上でございます。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、17番目の道路保険料32万5,000円についての内容でございます。これは委員おっしゃいましたように19年度におきまして、19万円のランクに上げさせてもろたものでございます。その理由といたしましては、道路管理事業の管理瑕疵に対しまして補償される保険でございまして、社団法人全国市有物件災害共済会に入っておるものでございます。その内容としましては、A型からE型までの5段階に分かれておりまして、18年度までにおきましては最低ランクとなりますA型に加入しておったものをC型、内容といたしましてはA型としましては身体賠償が1名につき2,000万円、1事故につき1億円、対物賠償が1,000万円のもの、C型としましては身体賠償を1名につき3,000万円、1事故につき5億円、対物賠償1,000万

円という内容が19年度の内容でございましたものを、20年度におきましては近年の補償等を問われる時代に入りましたことから、一番最高となります身体賠償、1名につき1億円、1事故につき10億円、対物賠償2,000万円に加入するというものでございます。掛金におきましては、19年度におきましては、1キロ当たり認定道路等でございますけれども780円が、20年度は1,360円。それからその他道路でございますけれども、1キロ当たり270円のもの490円に増額になるものでございまして、予算32万5,000円を計上しておるものでございます。

続きまして、19番目、道路維持補修の4,500万円の内容でございますが、道路の規模の少ない緊急性の高い道路の舗装修繕や側溝、街路灯、ガードレール、安全柵などの修繕料でございます。

続きまして20番目、道路の街路樹剪定の900万円という内容でございますけれども、前年度約850万円です。20年度から900万円になっておるかということですが、市内の道路に植樹しております街路樹を健全に育成するため、年間を通じて剪定などの作業を適切な時期に実施しておるところでございます。20年度の予算が19年度に比べて50万円増になっておりますのは、台風などで欠損しております樹木などの補植を予定しておきまして、その費用としまして約50万円を見込んでおります。

以上です。

○山本靖一委員長 長野次長。

○長野都市整備部次長 それでは、建築住宅課にかかわります3点目から6点目まで、ご答弁申し上げます。その中で5点目の実施設計等業務委託料と6点目の味舌用水路の実実施設計につきまして、林

参事の方からご答弁申し上げます。

3点目の、予算書63ページ、入居者負担金が19年度予算では726万円となっていたが、20年度予算では528万と198万円減額されている理由でございますけれども、入居者負担金は市営住宅条例第16条に基づく入居者の費用負担であり、いわゆる共益費であります。平成9年管理開始されました一津屋第1団地、平成11年に管理開始されました一津屋第2団地の2団地、110戸で徴収いたしております。ご質問の入居者負担金につきましては管理開始当初から今年度19年度まで、1戸当たり月額5,500円を徴収いたしておりました。ところが、最近市では維持管理費などの低減化に取り組んできた結果、緊急通報システムなどの委託費など保守管理費が年々低下しておきまして、19年度はまだ一部の電気、水道代などの光熱水費などで不確定なものがございまして、このまま推移すれば1戸当たり4,700円程度になる見込みです。したがって、平成19年度におきましても、既に暫定的に12月から4か月間5,500円から3,000円としておきまして、1戸当たり4か月間、年間1万円の減額を既に実施しております。平成20年度につきましても、引き続き管理費の低減化に取り組み、入居者負担金の昨年度の月額5,500円から4,000円としたものであり、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、4点目の予算書177ページ委託料201万6,000円の、緊急通報設備管理委託料についても減額された理由ということでございますけれども、緊急通報設備管理委託料は、一津屋第1、第2団地の緊急通報を感知し、24時間適正な措置をとることにより住宅の安全

を確保し、快適な生活に寄与することを目的として業務委託しているものでございます。具体的には住戸部の火災警報、ガス漏れ警報、非常押しボタン警報などと共用部の自動火災報知機や受水槽満水減水警報などの24時間の緊急通報業務委託でございます。当初からガス関連会社に委託しており、管理開始から10年が経過しておりますので、建設当初の設備投資が償却したのではないかと価格交渉を行いまして、平成19年度に減額した委託契約を結んでおります。この平成19年度契約額を予算計上したものでありまして、この減額が先ほどの入居者負担金の減額に大きく寄与しております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 林参事。

○林建築住宅課参事 続きまして、質疑番号5番目、予算書177ページ、実施設計業務委託についてご答弁申し上げます。

実施設計業務委託につきましては、現在委託中であります平成19年度市営住宅建替え事業基本設計等業務委託をもとに、市営住宅と新たに計画されました社会福祉協議会、地域包括支援センター等の実施設計を委託するものであります。建築基準法上は用途的に過大な施設であり、建築確認上は別棟と考えておりますが、都市計画法上一体の敷地との指導があり、一括して実施設計を行うものであります。現在委託しております基本設計につきましては、現在業務委託中であり、新年度の早い時期に委員の皆様にも一定ご報告し、現入居者にも説明をしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、質疑番号6番、予算書177ページ、味舌用水路改修等実施設計

業務委託についてご答弁申し上げます。本委託料につきましては、市道三島23号線沿いに市民プール側に、名義は味舌村耕地整理組合となっている味舌用水路があり、管理は神安土地改良区となっております。現在、市民プールに沿って温水プールまで歩道形態となっておりまして、この用水路は現状では三面張りにふたをして歩道としておりますが、市営住宅の建設に伴い、管渠としていただくために、管理していただいている神安土地改良区に実施設計を依頼するものであります。本件につきましては、地元とも協議し、同意をいただいておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀道路課参事 質問の18番、公共基準点測量委託料の100万円の内容について、ご説明申し上げます。

この公共基準点の対象となりますものは、平成16年から18年にかけて、国土交通省国土調査課が実施しました都市再生街区基本調査の中で、衛星座標を使って世界測地系の座標で測量を行いました2級及び3級の基準点、326点で、これが平成19年度より本市へ移管されてまいりました。また本市が設けております1級、3級、4級の基準点が582点ございます。この合計908点を管理していくことになっております。今後、土地の分筆や合筆が行われる際には、この基準点をもとに測量を行って、世界測地系座標で作成された数値で図面等をつくることになってまいります。そのため、私どもの方としましては、この基準点の精度を維持するとともに、また基準点亡失、毀損、そういう場合が発生した場合につきましては、速やかに復元を行うという必要がございますので、今回の事業

を行うものでございます。これはどうしても発生主義でございまして、なくなったとき、積極的にこれを確認して点検して新たにつくっていくんじゃなく、なくなった毀損、喪失という形になったときに行うものでございます。これが1点、測量作業の費用が20万円、これが大体5点、時期的に事業を実施されて16年ということがありますので、そのすべてがみんななくなったということはないと考えておりますので、一応年間5点ぐらい発生があるのじゃないかと考えまして、100万円の予算を計上しております。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 野原委員の公園みどり課に係ります25番目から30番目までの分の説明をさせていただきます。

まず、25番目の分でございますけれども、府自然環境保全条例の事務取扱交付金、府補助要綱の規定による定額の23万7,000円の内容でございます。まず、大阪府は地球温暖化ヒートアイランド対策に緊急に取り組むため、府条例による緑化基準を定め、緑被率の低い地域の緑化を着実に実施し、大阪府全体の緑被率の底上げを図るため、平成17年9月に大阪府自然環境保全条例の一部を改正することにより、建築物敷地等における緑化を促進する制度を創設されました。さらに緑化に係る具体的な事務手続につきましては、開発や建築の機会をとらえ、補足する必要があり、このために市町村の窓口において事務を行うことが最も効率効果的であると考えられ、このことから大阪府は審査受理、完了確認までを本市に事務移譲されたものでございます。当条例は平成18年4月1日より実施されておまして、緑化計画書の届け出が必要な建築物は敷地面積が1,000平

米以上が対象であり、市内での建ぺい率が60%の地域では緑被率がおおむね10から13%、現行の5%に比べて大幅な増になっております。平成20年度に大阪府より事務移譲で交付される23万7,000円の内訳でございますが、事務処理に関する経費として、平成17年度の交付金の緑化計画の届け出件数5件、緑化計画の変更の届け出件数2件、緑化の完了書の届け出件数2件の計、事務処理件数9件について、23万7,000円という形の金額を計上しております。

続きまして、26番目の公園管理費の中の都市公園管理作業委託について、費用対効果はどうだということでございます。都市公園管理作業委託につきましては、昨年度までは一応年度当初に8社に対しまして作業内容について、本設計項目内容に基づき見積りを依頼しておりました。見積り内容につきましては事務単価報告書に記載しております、項目ごとの単価を求めており、その中で一番最低価格を採用して、最低価格を表示した4社と単価契約を行っております。今年度は指名競争入札で発注いたしてまいりました。委託費も確定をしておりますので、昨年度に比べどうかとの質問についての報告でございますけれども、まず都市公園管理作業委託は1期と2期の2回に分けて発注いたしました。委託費は総額で3,444万円であり、それぞれの落札率は89%と86%でございました。全体で計算いたしますと83%になりました。今年度発注した分の数量に、昨年度の単価契約した金額を掛けてまいりますと、委託費が約2,900万ぐらいになってまいります。約530万ぐらいの差が出てまいりました。それで、単価契約の場合は、ただし支払い回数が50回程度あります、そのための手間を考えますと、



一概にこの約530万が全額だということとは言えません。それよりももっと落ちてくると思われます。一応、来年度の20年度の発注につきましては、契約担当であります財政課と十分に検討しまして、費用対効果の向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、27番目の緑化推進連絡会の補助金につきまして、19年度が28万円で20年度が153万円に増額している内容についてでございます。緑化推進連絡会補助金につきましては、市の財政の状況を説明してまいりました。そして、できる限り協会に協力を求めて、今日までの事業の見直しをしてまいり、19年度当初予算につきましては、連絡協議会と協議して事業内容について精査してまいった、その結果、18年度の繰越金は116万8,882円が見込まれました。そういうことで事業の見直しを行うということで、19年度の補助金につきましては、そういう形で28万円だけを計上いたしました。ただし、今年度につきましては、繰越金がほとんど見込まれません。その関係で、18年度並みの153万3,000円を計上したわけでございます。

次に、28番目の公園遊具点検業務委託の内容についてご説明させていただきます。今年度中に新聞報道された公園遊具の事故の件数は20件を超えてまいります。その都度、遊具の安全点検をするよう、国及び府より通知が参っております。そのために遊具点検に専門的知識を持った方に定期点検として、遊具の老朽化の度合いを判定していただき、遊具の取替え、補修の指針として、事故防止に努めてまいりたいと考えております。遊具につきましては、かなりの公園で老朽化が進んでおります。その中で、遊具での事

故防止について、日常点検として公園の遊具を専門に職員1名で毎日巡回しております。その頻度といたしましては、都市公園は月1回程度、ちびっこ広場は2か月に1回程度で実施しております。その中で、この遊具については、これはもう取り替える状態ですよ、これについては塗装が必要ですよ、この遊具はこのまま使ってもまだ良好ですよという形で、常に判定はしておりますが、今回新規事業といたしまして計上しますのは、遊具点検業務は日本公園施設業協会という団体に加盟している遊具業者で、専門的な知識を持つ同協会が認定した公園施設製品安全管理士、整備技師の資格を持った方が定期点検を行います。公園遊具の定期点検の回数は年1回実施いたします。その点検は目視、触診、聴診、打診及び測定機器を使用し、劣化基準診断を行い、その点検結果は公園施設安全管理士が判断基準によりA、B、C、D4段階の総合的判定を下されます。この判定のうちA、Bにつきましては問題がありませんが、C判定では修繕が必要であり、D判定では重要な部分に異常または全体に老朽化しており、至急対処が必要となっております。その業者のこういう形がもし出してきましたと、今の遊具では、ほとんどが撤去の対象になってくるのではないかと心配しているところが現状でございます。この判定を真摯に受けとめまして、遊具の補修及び取替えを実施するための判断に活用してまいりたいと考えております。他市の状況でございますと、北摂のすべての市で今年度より遊具点検を委託するよう、皆さん予算計上をしておりますと回答いただいております。

次に、29番目でございます。工事請負費1,600万円の内容は、600万円が公園遊具取替事業であり、1,00

0万円が公園施設整備事業でございます。公園遊具取替事業の内容でございますが、公園に設置しております遊具が老朽化により取りかえが必要になった箇所の事業費でございます。平成18年度が300万、19年度が450万、20年度が600万と毎年増額して、老朽化した遊具による事故防止に努めておるところでございます。まず、施設の充実の9か所につきましては、現在設置している遊具と同じ遊具を新しく設置するものであり、残りの2か所は現在もなく、新しい別の遊具に変更するものでございます。全部で11か所の公園等の遊具の取りかえを考えております。遊具の種類といたしましては、滑り台が4基、ブランコとラダーとスプリング遊具がそれぞれ2基、木製遊具、鉄棒がそれぞれ1基であり、遊具の数といたしましては12基あります。これは竹の鼻ちびっこ広場の遊具が2基あるためでございます。

次に、公園施設整備事業の内容でございますが、その主たるものは庄屋公園、鳥山公園、さつき公園、けやき公園と鳥飼中、三島三丁目、正音寺ちびっこ広場の7公園等の老朽化したフェンスの総延長1,090メートルの取替工事でございます。次に、新在家大東苑ちびっこ広場の現在フェンスで囲まれている防火水槽の上を広場として有効に利用していただけるよう、園内整備を実施するものでございます。さらに三島まちかど広場において、南千里丘ふるさと広場の駐車場を閉鎖中の間、代替駐車場として利用できるよう花壇、遊具等の撤去を行い、広場の有効利用を図るものでございます。

30番目のちびっこ広場の管理補助金についてでございます。ちびっこ広場管理補助金は、摂津市ちびっこ広場管理補助金交付要綱に基づき、市内94か所の

ちびっこ広場の清掃、除草、その他の環境作業を行う自治会に対して補助金を交付するための予算を計上しております。

19年度は70の自治会、子ども会の団体に対して補助金を交付してまいります。

以上でございます。

○山本靖一委員長 川上参事。

○川上下水道管理課参事 15番目と16番目の質問に対してお答えさせていただきます。

15番目なんですけれども、土木維持作業業務委託の分の4,800万のうちの1,000万、公園ごみに関する部分の見込み等ということでお話しされました。その内容なんですけれども、私どもの方で、7月から1月までの間、ちょっと積算させていただきまして、それから1年に換算させていただきましたら942万ほどの金額になります。ということで、次年度平成20年度につきましても1,000万の増額をしていただいて、予算としていただくということにさせていただきます。

それから、16番目の残土受入処分につきまして、これはうちの安威川南町の方に、泥土仮置き場というところがありまして、そこにいわゆる市民がまち美のときに搬出していただいた残土、そして土木維持作業において収集される構造物をつぶしたり云々したときに出される廃材を集積しております。それとしゅんせつ事業によって排出、バキュームからの泥土、それを集積している場所があります。そこで土砂、アスファルト、コンクリートにつきまして、トン計算で1トン当たりの重量計算で契約をさせていただきます。そして、取りに来ていただいて向こうで処分をするという契約の内容をさせていただきます。そのほかに、いわゆる公園ごみの収集の中で出ますペツ

トボトル、それと空き缶等のリサイクル商品につきましては、リサイクルプラザの方に入れさせていただいております。これもかなり分別する必要がある今のところあります。公園から出される場合、分別が十分なされていない場合もありますので、それをちょっと作業に入れなければならない場合も多分にあります。そして、持ち込みまして、その都度、その都度、泥土置き場が不備になった状態のときに搬出させていただいております。そして、消耗品なんですけれども、60万円が30万円に減っているというお話なんですけれども、これはバキュームによる泥土が投入された場合、そのまま投入されますと、水道の方に汚れた色のついた水が多分に流れますので、ろ過をする装置をつけております。そのろ過装置を、ろ過剤を投入するのを前年度に60万ぐらいの見積りかなというふうにさせていただいたんですけれども、実績上、30万もあれば十分にできるような状態にありますので、30万に減額させていただきました。

以上です。よろしく申し上げます。

○山本靖一委員長 新留参事。

○新留都市計画課参事 質問番号22番と24番につきまして、ご答弁させていただきます。

まず、22番の千里丘三島線についてのご質問でございますが、この路線につきましては21年にはガードの工事が完成してきます。それから、昭和37年に都市計画決定しておるということ。これまでの都市計画としての経過と、今後の事業の考え方がどうなるのかということと思うんですけれども、まず千里丘三島線につきましては、委員おっしゃるとおり昭和37年に都市計画決定されております。この路線につきましては、今まで

に阪急京都線を交差するために平面交差で通すのか、アンダーで通すのか等の道路の検討を行ってきております。さらに平成3年、4年には連続立体交差事業の調査検討を行ってきておるところでございます。その後、平成18年5月31日に、株式会社ダイヘンと阪急電鉄株式会社と本市による、南千里丘まちづくり構想に関する基本合意書が交されまして、その目的の中で、将来の連続立体交差事業を視野に入れ新駅を設置し、3者で南千里丘のまちづくり構想を協力して事業を推進することとされております。それから、平成22年春新駅開業によりまして、JR千里丘駅と阪急新駅との歩行者及び自転車等の交通動線が、当然必要になると考えております。また、将来の連立事業は一定見えてきたことによりまして、平成19年度に設計費が予算化されまして、道路の設計を行いまして、道路の幅員が決定してきておるところでございます。今後の事業の予定としましては、平成20年度に道路の拡幅部分の用地測量を行うこととなりますが、その後は用地買収に当たる道路課と協力しまして、できるだけスムーズな用地買収に努め、一日も早く拡幅工事ができるよう、努力してまいりたいと考えております。

それから、24番の十三高槻線のあいっている道路の敷地を有効活用して、府へ申し入れしていけないかというご質問だと思うんですけれども、これにつきましてはも市内部で各関係課より有効利用等の使用の依頼等がございましたら、今後、管理者である大阪府茨木土木事務所と協議を行い、必要とする関係方のパイプ役を努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○山本靖一委員長 大砂課長。

○大砂交通対策課長 野原委員のご質問

のうち、交通対策課に係りますものについて、ご答弁を申し上げます。

7番目、自動車等移動保管料の減額でございますけれども、自転車移動保管料の収入減につきましては、回収につきましては従前どおり年145回を予定いたしておりますが、移動保管に伴います自転車台数の減少によるものでございます。現在、JR千里丘駅東口の西日本旅客鉄道株式会社所有地の中で放置されておられるのも、1つの要因ではないかと考えております。

8番目、鉄屑処分金の減額でございますけれども、鉄屑処分金につきましては、引き取りに來ない放置自転車及び原付を、古物商の資格のある6社で競争見積りを行っております。収入減につきましては、処分台数の減によるものでございます。

9番目、交通指導業務委託料の内容でございますけれども、これにつきましては千里丘、正雀駅前を2人体制で違法駐車防止指導を行っておりますもの及び18年度から青パトによりまして、鳥飼地域の迷惑駐車防止の指導を行っておりますものでございます。

10番目の放置自転車移動保管に伴います保管事務所の契約の増でございますけれども、シルバー人材センターの方に委託をいたしております。増額分につきましては、1年の日数計算によるものでございます。

次に、11番、自転車利用者指導委託料の増額でございます。千里丘第1自動車駐車場の建替えに伴い、JR千里丘駅西口側に放置自転車がふえることが予想されたため、自転車利用者指導員を増員するとともに、土曜日及び日曜日につきましても配置をいたしております。平成20年度につきましても引き続き配置することから増額となったものでござい

す。

12番目、公共施設巡回バスの増額でございます。公共施設巡回バスにつきましては、昨年11月から本格運行を行っております。昨年実施いたしましたアンケート結果による市民要望等によりまして、4月から味生公民館の復路乗り入れを行い、市民の利便性を図ってまいりたいと考えております。味生公民館の復路乗り入れに伴いまして、バスの車内放送設備変更及びバス停名表示器用データ変更並びにガソリン代高騰によるもので増額となったものでございます。

次に、13番目、市内循環バスの増額でございます。昨年11月に浜町及び北別府の4自治会並びに老人会から浜町地域にバス停増設の要望がございました。バス事業者並びに関係機関と協議を重ね、浜町地域にバス停を増設し、市民の利便性を図ることで現在手続を進めております。それに伴いましてバス停の2標識及び車内放送設備等の変更費用を委託料として増額となっておりますものでございます。なお、バス停設置に伴います歩道ブロック等の補修にかかる費用につきましては、原材料費で計上させていただいております。

それから、14番目、交通安全啓発事業の増でございますけれども、この4月から小学校2校が統合されます。それに伴います安全対策のために増となったものでございます。よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 山本参事。

○山本道路課参事 野原委員の23番目の正雀南千里丘線ほか2路線、阪急正雀駅前についての6,000万円の内容についてお答えいたします。

阪急正雀駅前につきましては道が狭小であり、人と車の流れがスムーズである

とは言えないため、十三高槻線の延伸を見据えた上で、駅前周辺での動線確保の検討を行うとともに、平成20年度の具体的な事業展開に向けて、用地取得に取り組んでまいります、その初めといたしまして、沿道土地所有者との協議、交渉に入るわけなんですけれども、その際におきましての土地及び建物の鑑定手数料として500万円、交渉に当たりまして用地の確定測量、どれだけの面積が必要なのかという用地の確定測量に500万円を計上いたしております。それと、移転補償費といたしまして協議が調いました場合の所有者との、了解が得られた場合の移転補償費といたしまして5,000万円を計上させていただきますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。それでは、再度質問させていただきます。

1番の建築確認申請者負担金のご説明は、理解できましたので結構です。

2番目の、耐震改修補助金に対して再度お聞きしたいんですけど、昨年までは耐震診断というような形でなされてたかと思うんですけど、その辺の診断の件数が何件ぐらいあったのか。また、この改修補助金に対して、何件ぐらいの申し込みがあるという予測の下での予算なのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それと、3番目、入居者負担金であります。入居者負担金を軽減するのはいいことだと思うんですけど、18年度の決算を見てみると、家賃と同様に滞納もあるように思います。この辺の不公平にならないよう、しっかり今後も徴収をお願いしておきます。

4番目、緊急通報設備管理委託金。これはご説明で理解できましたので結構で

す。

5番目、実施設計等業務委託料に関しまして、先ほどのご説明で、4月に入ってから基本設計の具体的なもんが出てくるというお答えがありましたので、これは出てきた時点で再度協議会などを開いていただいて、説明していただくように、これは委員長をお願いしておきます。

6番目、味舌用水路改修など実施設計委託料、これもご説明でわかりましたので結構です。

7番目、自転車等移動保管料に関しまして、JRの敷地内の放置自転車がふえてきているので、金額が減ってきている傾向にあるのかなというように今ご説明をいただきました。これはずっともう懸念というんか、従来この建設の委員会でも言われていることでありまして、過去は一応撤去というような形をとられた経緯もありますが、民地ということで、やはり撤去はできないというような形で今の状況にあると。これは、まして点字ブロックまで確認できないような、今の放置自転車があふれ返っております。これは一日も早い解決ができるように、相手のあることで、JRの意向もあることですが、これはやはり市民の安全という形に視点に立ちまして、放置対策の方も今後、今どのような状況でJRと協議がなされ、この協議がいつごろどういう形で進むのか、再度この辺はお聞かせ願いたいと思います。

それと、放置自転車という考え方で、これと同じようなことが南千里丘の駅ができた場合にでも、放置自転車対策という形で、多分その台数が確保されなければ、これと同じようなことがその近隣地区に起こり得ると思います。この辺のところを交通対策の方はどのようなお考えで、南千里丘まちづくりの中に、この放

置自転車対策を提言されていていいのか、その辺の経過をお聞かせいただきたいと思います。

それと、8番目。自転車等鉄屑処分金であります。これはUSB、電磁的記録媒体という形の検証の仕方で、大体4か月と言われた形のを、なるべく早い機会にこれを警察の方の一応照合なんかを終わらせて、リサイクルに持っていきけるような形を各市進められております。本市も今後どのような対応をされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

9番目の、交通指導業務委託料であります。今は2名で昼からは青パト業務という形で回られているように今お聞きしました。これも青パトにはいろいろな制約がありますが、やはり見回りだけじゃなくて、そのほかの業務、道路瑕疵とかいろんな問題もあろうかと思えます。各課との連携をどのようにとられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

放置自転車等移動委託料に関しまして、これは過去、木本興産の分だったと思うんですけど145回の移動という形で今なされてきたんですが、このときにも従前からお願いしている要望なんではあります。土日の撤去を今後どのような形になされていくのか。これはその次の項目にもあるんですが、いつまでもシルバー人材センターのこの利用者、指導委託料ですね、これも関連してなんですけど、確かに人数がふえて千里丘の駅前、4時までですかね今、シルバーの方がおられる。ものの見事に放置自転車がありません。しかし、これはずっとこういう形でお金をかけ続けるのか、それともやはり9月に駐輪場が完成した後に、この土日の撤去をゲリラ的にやることによって、ここに放置すれば撤去されるという、やはりマナーを上げてもらうという意味で

も、やっぱりこの土日のゲリラ的な撤去をしてもらうということが、この費用の面でも浮いてくると思いますので、その辺のお考え方を聞かせていただきたいと思えます。

それと、自転車利用者指導委託料、今とダブるかもわかりませんが、これは本当にもの見事に千里丘西口は、近畿大阪銀行の前に有料ラックをしていただきまして、また今ミスタードーナツの前のあのあたりにシルバーの方が立っていただいて、本当に今までと考えられんような形で放置自転車がありません。しかし、これはずっと続けることによって予算が、今年だけでもかなりの金額が上がっております。これを続けることには、やっぱり予算的なものがかかってくるので。だけど、一応シルバーの方の人材の活用という形で、こういう作業をしていただくこともありがたいんですが、こういう形のを東口にも、一応JRの敷地の協議が調ったときに、今後どうされていくのか。その辺のこともお聞かせいただきたいと思えます。

それと、12番目の公共施設巡回バス運行につきまして、これは市内循環バスとの関連ではありますが、やっぱり一般人から見たら、その走っている地域と近鉄バスとの地域で料金の公平性という意味では、今後どのような物の考え方を持たれているのか。それと、この巡回バスに昨年からもお願いしているんですが、お願いというか要望してるんですけど、広告掲載をしてはどうかというような要望をしておりますが、そういう形のもはどうかおられるのか。吹田のすいすいバスの中にも、側面ではありますが、千里丘協立診療所の広告がされております。摂津市の病院のやつが吹田市にあって、摂津市の巡回バスにそういうも

のがないというような形のもので、どういう取り組みをされているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それと、市内循環バスのバス停の増減と、今お聞きしたらバス停がふえるのでマイクの中のテープのやりかえとかはわかるんですけど、バス停の増減は本市でやらなあかんのか、近鉄バスが本来すべき業務じゃないんか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

それと、その次の交通安全啓発事業がありますが、今のご説明で小学校2校統廃合があって、啓発事業の金額が上がっている。内容としてどういう啓発をされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

15番目の土木維持作業業務委託料で、実績として942万ほどかかるので、1,000万ぐらいの予算計上をしているというような今ご説明かと理解しております。そのときに、これは今までやられた木本興産がやられていた分ですか、これは、その分で一応内容としてどう精査されて、この942万という形が出たんか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

残土受入処分金に関しましては、今のご説明で一定理解したんで結構です。

17番目、道路管理事業に関しましては、保険料に関しましては理解できましたので結構です。

公共基準点に関しましては理解できましたので結構です。

19番目、道路維持事業ですが、本会議の代表質問のところで、一応12月ですか、目視でずっと回られて、道路瑕疵という形のもので、そういう努力をされているというのは十分理解しました。またそういう形で、道路瑕疵がないような形で190キロのところを、本当に一

生懸命やられているということには敬意を表します。そのときに、昨年も要望しておいたんですが、このことに関して下水とか交通とか、あと教育委員会とかいう形で、道路課が中心になって、その横の連携を深めて、こういう道路瑕疵がないようなプロジェクトというんか、そういう取り組みをどういう形でされてきたか。これはまた目視で回られたという形のもので、全体でやられたという形かと思うんですが、今後の取り組みについてもお聞かせいただきたいと思います。

20番の道路維持事業の剪定に関しましては、ご説明で理解できましたので結構です。

21番の狭隘道路に関しましては、今の協議内容の流れにつきましては、建築指導課の方から道路課の方にとということでありましたけど、一応協定書を結んでという話がありました。道路課の方ではどういう形のもので、この中心後退される場合に、どういう内容というんか、どういう形のものでご説明が相手方にされるんか、その辺のご説明をお願いいたします。

22番目の、千里丘三島線道路改良事業であります。これは先ほど新留参事の方からご説明いただいたんですが、これは23番にもかかわる問題ですが、正雀の方はことしもう既に移転補償費として5,000万円上がっております。これは37年から都市計画道路としていろんな形で、都市計画の中でいろんな計画をされて、先ほどご説明があったような、平面なのか立体交差化になるかによって、道路の幅員の問題がいろいろあるという話は聞きましたが、まだ用地買収の移転補償費とか、そういうこと自体も上がってきてない中で、22年にまちびらきをして、21年ガードを完成した中での、

それから昨年の答弁でしたか、部長の方で、6年から7年を要するというような形を言われて、これは過去から委員会でも何回も言われている中で、今度担当部署が変わったという形で、新たな取り組みをされているんですけど、これは到底6年かけてやるような事業ではないと思うんで、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

23番の正雀南千里丘線の説明は理解できましたので結構です。

24番、十三高槻線の府道の空地を有効活用していただくという形の、各課からも申し入れがあったら、府の方にそれを要望していくという形はあったんですが、市民の目線で、本当に市民がよりそのあいてる場所を駐車場として使えるとか、いろんな形で使えるような形を、各課からの要望じゃなくて、担当の方でそういう面も見てもらって、強力に府の方に、ある程度府と市の契約だったらすぐそういう違う用途、完成時期が早くなったんで、それを早いことそこを、駐車場にしたところは引き揚げるとか、そういうことは民間が入らなかつたらできるんかと思うんで、その辺のところ、あいてる用地のところを、市民の目線で、こういう形のものだったら便利だなという形を見て、府の方に要望していただくようお願いしておきます。

25番の自然環境に関しまして、ご説明でよくわかりましたので、結構です。

26番、都市公園契約変更に対して、これがちょっといまいち理解できなかったんですけど、今まで単価契約でやって、競争入札でやって、費用がかかっている割には、そういう効果が上がっていないという形のご説明があったんですけど、もう一度その辺のところを説明をお願いできないかなと思います。ちょっと理解でき

なかつたんで、よろしくお願いします。

それと、摂津市緑化推進連絡会の補助金の内容につきまして、お願いいたします。

28番目、公園遊具点検業務委託料、新規で150万円上がって、これは専門家の目で年1回見てもらうという形のご説明がありました。それまでに市の職員1名が月1回、ちびっこ広場は2か月に1回目視で回っているというご説明がありました。この両方を踏まえた中で、本保委員も昨年から言われてますような、本市の規定をつくられて、向こうから一応ここはすぐ取りかえなさいという形の部分も、まめに回っておられる中で、ここはもう少しそういう形で注意をしていったら、いけるんかなというような方向性を出していけるんかと思いますので。この辺のところ、もう一度、摂津市の規定というんか、その辺はどう考えられているのか、この2つを踏まえた中で。

それから、29番目の公園管理工事のまちかど広場の有効利用とありました。具体的にこれを聞かせていただきたいと思います。

それと、ちびっこ広場管理補助金ではありますが、これも昨年からお聞きしている中で、各自治会は赤字だと、運営に関してはという事実がありながら、この本市の事情もあろうと思いますが、その辺の費用が上がってこないという。昨年何平米当たり何ぼの補助金という、一応そういう規約はあるというのは昨年聞いておりますが、もう少しやっぱりちびっこ広場というのは、地域の住民の方が、やっぱり地域活性化のために活用されておりますんで、それに対しての補助のあり方なんかは考えていただきたい。これは要望にしておきます。

以上です。



○山本靖一委員長 大砂課長。

○大砂交通対策課長 それでは、2回目の質問にご答弁申し上げます。

J R千里丘駅東口の西日本旅客鉄道所有地の協議経過ということでございますけれども、これにつきまして駅前広場造成工事及び歩行者連絡用デッキ設置工事の工事期間中の管理協定につきましては、協定書が締結されておりました。しかし、工事完成後の管理協定が締結できていないことから、現在民地であり、放置自転車の移動保管は行っておりません。早急な対応が必要であり、現在、西日本旅客鉄道株式会社と、駅前広場管理協定締結に向けて協議を行っておるところでございます。協議が調えば、放置自転車の移動保管を行ってまいりたいと考えております。

あわせまして南千里丘まちづくりにおけます駐輪場ということでございますけれども、(仮称)摂津市駅の駐輪場の駐輪台数につきましては、J R千里丘駅の乗降客数、平成18年統計要覧で4万1,034人に対しまして、(仮称)摂津市駅の1日の乗降客の見込み1万2,000人を比較いたしまして、1,100台で担当課と協議を行っておりますが、平成22年春の完成時に不足することのないよう、今後とも担当課と協議を進めてまいります。

8番目の、鉄屑処分金についてでございますけれども、大阪府警本部とUSBによる照会ということで段取りを進めておりますけれども、現在、大阪府警本部がまだ対応し切れていないことから、従前の方法で行っております。これができれば、多少期間の短縮は図れると考えております。あわせまして、処分する自転車をリサイクルできないかというお問い合わせでございますけれども、処分する自転車

でレンタサイクル等を既に実施している市がございます。そういった市の実績を検討しながら、実施場所や方法等を含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

9番目、青パトによります道路瑕疵等の通報でございますけれども、本来の業務を行いながら、通行している中で道路瑕疵等を発見した場合につきましては、関係課と連絡をとりまして、連絡していくというふうな形の中で進めてまいりたいと考えております。

10番目の放置自転車の移動保管でございますけれども、あわせまして千里丘の西側の部分も含めてなんですけれども、現在、千里丘第1自転車駐車場の建替工事を行っております。ことしの9月中ごろには完成予定でございます。千里丘第1自転車駐車場の完成後につきましては、そのときの状況を把握しながら、土曜、日曜、また日を決めて1日そこに張りつくくなり、検討をしてまいりたいと考えております。

それから、公共施設巡回バスと、それから循環バスの公平性でございますけれども、近鉄バスで運行を行っております市内循環バスにつきましては、あくまでも路線バスであります。公共施設巡回バスにつきましては、昨年11月から本格運行したところでございます。有料等を考えました折には、バスの改造等入ってまいりますので、当分の間、現状のまま運行してまいりたいと考えております。

それから、公共施設巡回バスに広告の掲載等できないかということでございますけれども、これにつきましては何とか掲載できる形の中で検討していきたいと考えております。

それから、近鉄バスのバス停増設の費用でございますけれども、これにつま

しては地域からの要望により、本市から近鉄バスの方をお願い、要望いたしたものでございます。したがって、近鉄バスの方にお金を支払うものと、本市において直接施行するものとに分かれておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、交通安全啓発事業でございますけれども、先ほど申し上げましたように、この4月から2校の小学校の統合がございます。既に要望を受けております路面標示等につきましては、19年度予算において執行いたしておりますけれども、4月実際に通学が始まれば、また多々要望が出てくることも予測されます。そのときに看板の設置でありますとか、路面シール等に対応するために増額いたしたものでございます。よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 2回目の質問について答弁させていただきます。

まず、26番目の都市公園の管理作業委託の分です。まず、実際に計算してまいりますと、まず請負契約でやりますと、落札率が約88、それでこれを単価契約の分で算定しますと75となります。それで、その辺の中、ただ75といいましても、先ほど言いました手間がかなりかかってまいります。その手間がどれだけ費用がかかってくるのかというのは、まだ積算してないんですけど、大体、普通今回の場合は2回の分ですから、2回の支払いで済むんですけど、普通単価契約にしますと40から50回ぐらいの支払いとかいろいろな業務とか、それから手間がかかってまいります。その手間も計算すると、要するに全額じゃないんじゃないかなというのは考えられます。ただ、金額だけを見ていくと、費用対効果を考

えたらどうやねんと言われますと、単価契約の方がいいんじゃないかなというのがあります。そういうような形で、一応契約担当課とも十分協議した中で、進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、次に緑化推進連絡会の補助金の件でございます。緑化推進連絡会の活動内容の説明でございますけれども、大ざっぱに言いまして花と緑の市民と連携の支援事業と、花と緑の普及啓発事業の2本の柱で、緑化推進連絡会はさまざまな地域活動をされているというふうに事務報告の中から伺えるわけでございますけれども、まず細かい内容で説明させていただきますと、まず花と緑の市民と連携支援活動でございます。これは市民団体との積極的な交流をしていくということで、市民団体や地域緑化活動に対する支援と協力の呼びかけがございまして市民交流会、つくろう花と緑のまちづくり摂津の開催をされておられます。これは毎年9月に行っておられます。それと、市民や団体の花と緑の活動への連携支援の中で、市民の地域における花と緑の市民活動に連携して支援をしていく。市民団体にコスモス等の種子を配付しますと。それと、もう1点は、大正川でスイセンを植えられています。その種の方も提供すると。次に、草花の苗づくり。それは実践交流を通じて組織づくりを展開していくと。市民による育苗活動を進め、花と緑の輪を広げていく。それと、鶴野、それから東別府、鳥飼八防、鳥飼和道と4つの苗圃がございます。その育苗活動での花の苗を、緑化推進連絡会事業として公共施設に活用していく。2点目が、花と緑の普及・啓発事業でございます。これは啓発草花の市民への配付でございます。摂津市誕生記念植樹祭や市民健康まつり、

農業祭に参画して、啓発冊子及び花の苗を無償で配付しています。花と緑を育てる教室の開催も行っております。これは団体やグループや自主的に行う花と緑の学習会に、講師等は無償で派遣しております。それから、連絡会が主催で開催する各教室がございます。これは地域活動者の基礎学習講座、正月用の寄植教室、クリスマスの寄植教室、これは参加者も非常に多く参加されているということをお聞きしております。その他、緑化推進連絡会の研修会の実施がございます。これは緑化知識の高揚と会員相互の親睦を図るため、施設見学会等の研修会を実施しております。それで、平成19年度につきましては国華園ですね、和泉市でございます、これのキクの鑑賞会。それから大阪市の鶴見緑地、咲くやこの花館に行っております。一応、この辺の内容で、市の補助金を有効に活用されています。

次に、遊具の点検で、どういうふうにしていくのかと考えたんですけど、点検には日常点検と、それから定期点検、これがまずございます。それで、定期点検は年1回の作業でございます。あとはやっぱり日常的に毎日見て回らないと、いつどんな形で変化しているかわかりません。その中で、その2本を柱でもって考えていきたいと。こういう形で遊具で、これは撤去しなさいという形になった場合については、すぐに新しいものに取り替えることができない場合については、先にとりあえず撤去させていただきます。そういうような形で、設置については順次行っていくという考え方でございます。

それから、三島まちかど広場の有効活用でございますけれど、現在、三島まちかど広場は、一部苗圃的な、摂津小学校区の緑化クラブが苗圃として使われております。その分と周りの植栽につい

てはそのまま残させてもらって、今現在の広場の部分だけを一応駐車場として利用すると。そのために、サクラが2本植わっております。これについては、一応三島公園の方に移設しようかと考えています。遊具と、それからあとテーブル等がございます。これにつきましてはまたどっかい場所に、とりあえず仮移設します。そんな形で、それと花壇につきましては、前面にあります花壇については、これも撤去させていただきます。それと、奥の方にある部分についても撤去という形で、一応そういうことを撤去することによって、十三、四台ぐらいの車が駐車できるんじゃないかというようなふうを考えておりますので、よろしく願います。

以上、ちびっこ広場の要望ということで、それでいいですね。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午前11時57分 休憩)

(午後 1時 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

答弁を求めます。

大田課長。

○大田建築指導課長 それでは、2回目の質問について、お答え申し上げます。

まず、耐震診断の申し込み件数でありますけども、昨年19年度、20件の予定をいたしておりましたが、20年2月29日現在で14件の申し込みがありました。

また、耐震改修工事の申し込み予測につきましてのご質問であります。耐震診断の申し込みの中でも改修工事の補助制度はありませんかの問いもありました。その中で、19年度につきましては、改修工事の補助については、まだ現在検討中であるということで、診断自体が辞退された方もおられます。それによ

て耐震補助と同等の20件を予定しております。また、昨年同様、診断改修に向けて広報等について、市民の皆様にはPRしていきたいと思っております。

以上でございます。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀道路課参事 21番目、狹隘道路につきまして、道路課では狹隘道路の後退説明はどのようにするかということのご質問でございます。

助成の内容につきましては、今後要綱につきまして、助成金の交付手続を定めていきたいと思っております。まず、後退用地につきましては、建築主に中心後退部分の道路用地の寄附をしていただくことを原則に、測量、分筆登記などの費用と側溝、舗装などの道路整備費用を対象に助成することを考えております。まず、建築主との協議の中では、中心後退部分の道路の寄附に必要な測量、分筆登記作業の内容や道路整備の時期、内容、施工方法などを具体的に協議していきたいと思っております。測量、分筆登記作業では、道路後退線を設定していただき、寄附に必要な分筆のための周囲の土地所有者の皆様との筆界確定、これを行っていただきます。そして、道路及び側溝用地の分筆、登記作業までを建築主の方でやっていただくこととなります。道路整備につきましては、側溝、集水柵の工事、舗装工事など助成の対象として該当するようなことを考えております。工事につきましては、建築主の施行で行われますので、後日問題が起こらないように、十分協議していきたいと思っております。あと、整備が完了いたしますと、完了実績書を報告していただき、登記については書類の提出もいただきまして、あと現地を確認検査を行って、確認後、助成金を交付していくという段取りになってお

ります。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、19番目、道路維持事業の4,500万円の、連携を持った点検の内容と今後についてということでございますが、この内容につきましては、とりあえず土木下水道部といたしまして、徒歩によるパトロールを実施いたしました。実施しました時期としましては、19年12月3日から2月7日の間に、市内全域250キロメートルの道路を、1班2名の7班編制で、人数では延べ56人で、内容といたしましては道路課が28名、下水道管理課12名、交通対策課4名、公園みどり課4名、下水道整備課4名、下水道業務課4名、トータル56名で徒歩による目視点検を行いました。点検結果としましては、市内至るところで路面のひび割れなどが発生している状況が把握できました。今後におきましては、この調査結果をもとに優先度を決め、財政状況を視野に入れながら補修工事に取り組んでまいります。以上がこの内容でございます。その中で委員ご指摘の過去にこういうふうなことが原因で、連携を持ってやらなければならないのではないかとということで、今後におきましては、先ほど申し上げましたように、この調査結果をもとに整備をどういうふうに進めていくかということを検討していきたいと、こう考えております。

○山本靖一委員長 川上参事。

○川上下水道管理課参事 15番目の問いの中で、精査の内容はどのような形ということでご質問されました。

土木維持の業務内容のやり方としては班編制がありまして、その班を朝から投入、都市公園の場合は朝から朝一番から当務させております。その中で、公園等

は大体2時前後ぐらいにはすべて終わるような状態です。それと、不燃物と可燃物がありますので、2班編制で同時に回るような状態があります。それを1日当たり当務の時間帯と、それで1日の勤務時間を金額に換算し直しまして、それを累積させた時間を7月から1月まですべて積算してみました。それを7か月になるんですけども、それを1年に置きかえますと、先ほど言いました金額の方になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それは内容的には収集運搬、そして投棄するまでの時間帯として計算しております。

○山本靖一委員長 新留参事。

○新留都市計画課参事 22番の千里丘三島線の件につきまして、ご答弁させていただきます。

先ほど、到底6年かけてやるような事業ではないのではないかと。もっと早くできないかということであったと思ひますが、本年20年度につきましては都市計画決定されております道路幅と、今回19年度に設計して一定決まりました道路の幅との説明を、地元の説明していく予定ですが、この説明にやはり時間を要すると考えております。この事業を進めていくためには、地元関係者の理解と同意が必要と考えておりますので、今後につきましても道路課と協力しながら、できる限りスムーズな用地買収が進められるよう、早期に工事にかかれますように努力してまいりたいと思ひます。

以上です。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。それでは、再度質問させていただきます。

2番の耐震改修補助金であります、これは昨年までは診断だけで、ことしから改修ということで、一応どのぐらい来

るかわからないという形の中での予算化されて、昨年までも診断だけで改修という要望もあって、これが新たに本年度からこういう事業があるということで、多分、広報とかお知らせ版とか、いろんな形で市民にはPRされてこようかと思ひますが、これはよりこういう形ができたということをして市民に知らせていただくような、今後も努力をしていただきたいと思ひますので、これはよろしくお願ひしておきます。

7番目の、自転車移動等保管料のところで、先ほど南千里丘の駅にかかわる放置自転車の形で、関係課と協議をされてきたということで、今後また協議していくという形で答弁いただいたんですけど、具体的にどういう形の答弁、協議をされて、今後の見通しを立てられるのか、その辺のことを1点お聞かせください。

22番の千里丘三島線道路改良工事業業に関しましても、今ご説明ありました形で、一日も早い買収に入れるような形のもの。これはもう摂津市民の悲願でありますし、これは本当に一日も早く達成できるようにお願ひしておきます。

26番の都市公園契約変更に関してでございますが、ちょっと再度というんか、今までの自分の認識の中では、一応金額的には昨年同様で、実際はできた範囲というんか、低木、高木いろんな形はあろうかと思ひますが、そんだけの費用をかけて余り効果が少なかったという形になるのか。だから、本来単価契約でやった形の金額では、それ以上というんか、それだけできたものが競争入札になって、そのできる仕事は何ぼが減ってしまったという形になれば、業者からしたら2回の契約でそんだけの費用をもらって、仕事が減るといふような考え方になるかとは思ひんですけど、市の方としては、

やっぱりその費用対効果という形で、その費用を最大限に活用できるような形の取り組みという形で、この辺の入札方法をどう考えられておるのか、その辺をもう一度お聞かせ願えたらと思います。

公園管理工事の事業のところでありませんが、一応今、公園というのは子どもの遊び場から高齢者も安らげるというような公園づくりというのが、今全国的にも展開されております。そういう中で、先ほどいろんなシーソーとかブランコとか、そういうのがもう危なくなったら、それと同じものをかえるというような形もありましたが、1点、今の高齢者に対する健康遊具ですね、その辺の取り組みという形のものを、もう1点お聞かせ願えたらと思います。

土木維持作業業務に関しましては、今のご説明で理解できましたので結構でございます。

それと、道路維持事業のところ、今ご説明いただきまして、56名土木課で目視で見て回っていただいて、それを1つのデータとして今後の取り組みを今後もしやっていくという形のご説明がありました。これを本年度はもう一つ枠を広げたというんか、ほかの教育委員会の青パトとか、ほかの水道とかに広げた形で、全員がそういうかわりをどういう形でかわれるのかは、また検討していただいて、やはり目視が一番そういう道路瑕疵につながるというようなデータが、もしその辺で去年のところに出ておれば、またその辺の関係各位の協力を得た中で、道路課が中心となった取り組みを、道路瑕疵が起こらないような形、また有効的な費用の使い方を、今後もよろしく願いしておきます。

狹隘道路に関しましては、今一定ご説明いただいた中で、今後また詳しくは決

まってこようかと思っておりますので、また詳しく決まってきたところで、またご説明をお願いしておきます。

○山本靖一委員長 大砂課長。

○大砂交通対策課長 南千里丘の問題でございましてけれども、22年春の南千里丘のまちびらきに、自転車やバイクの不法駐輪や迷惑駐車がないようにしなければならぬために、自転車、バイクの駐輪台数、また自動車駐車場の駐車台数並びに放置自転車の禁止区域の指定等について、南千里丘まちづくりの担当課と協議を進めてまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 都市公園の管理作業の分で、今後の契約をどのような形でやっていくかについてでございますけれども、やっぱり費用対効果を考えた中におきましては、極力やっぱり同じ費用を出すんでしたら、少しでもたくさん事業の内容ができるような形の中でやっていきたいなど。それで、これにつきましても一応契約担当課とも十分協議しなければいけませんので、そういうふうな形で、極力効果の上がるような形で仕事をしてまいりますので、よろしく願いしたいと思っております。

それから、2点目の高齢者との関係で健康遊具ですね、それをどんな形で取り組んでいるかということでございまして、一応確かに健康遊具につきましては、私のところで主についておりますが大正川の河川敷についているんですけど、ああいうような形でジョギングされる方が利用しておられるというような形で、今後いろんな公園にもつけていきたいなどは考えております。それで、ついこの前、実は南千里丘の分でワークショップがありました中で、今度南千里丘に新しく設置する公園につきましては、ちょ

うど来られていた方が皆さん高齢な方が来られてまして、やっぱり健康遊具が欲しいということで、その中で要望の中で、そういうような絵をかかれておられます。そんな形につきましては、一応、できるだけ進めていきたいなというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。南千里丘の放置自転車対策、今お考えをお聞かせいただきました。これ、1, 100台という台数が妥当なんかどうか。また、これが予測ではもっと多く要るようになるのか、もしくは少ないときにはどういう対策をとるか、二の矢、三の矢も考えた中で、やっぱりまちづくりをしていかないと、やはり台数がこんだけとれないということで、そのときにまた千里丘第1駐輪場みたいな増設を考えるんだったら、地下に今第1駐輪場がやってる整備センターですか、そこに任せて、そこに費用を出させてやるような方法もあるかと思えますんで、その辺は、やはり関係課と、やっぱり交通対策課がその放置自転車に対してはプロですんで、その辺のやっぱり資料というんか、その辺の情報をきっちり伝えた中で協議して行って、本当にむだな金がかからないような形で、関係課と本当に真剣に議論して行っていただきたいということを要望しておきます。

健康遊具に関しましても、やはり市民のニーズに合ったような形の公園という物の考え方も、やっぱり高齢者の憩いの場という形、市民が憩える場という形の物の考え方で、今後も取り組んでいただきたいと思えます。

ありがとうございます。

○山本靖一委員長 ほかに。

本保委員。

○本保委員 それでは、数点にわたり質問をさせていただきます。

予算概要の方から歳出についてご質問をさせていただきます。まず概要84ページの違法駐車追放事業のうち、交通指導業務委託料807万8,000円についてお聞かせください。現状の委託内容について、その人数とか、あるいは指導場所等、詳しい内容についてお聞かせをいただきたいと思えます。また、費用対効果についてはどのように検証しておられるのか、またその検証をもとに新しい交通指導に対する工夫とか、取り組みとかということに対して考えておられるのかどうか、そういったものが可能であるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思えます。

同じく84ページの放置自転車等対策事業3,928万9,000円のうち、自転車利用者指導委託料1,985万円についてお聞かせください。この中身とその現状についてお尋ねをいたします。先ほど、野原委員の方からもご質問がありましたので、重複するところは省いていただいても結構ですけれども、本年4月から自転車交通法に対して、走行の際の規制がいろいろと新しく加わっております。厳しくなる状況でございますので、自転車に乗って走行しておられる方の自覚とマナーが改めて問われることになるとは思いますが、本市においてはどのような指導、また取り組みを考えておられるのかお聞かせをください。

概要91ページですけれども、電波障害対策施設管理事業として3,112万9,000円を計上しておられます。先ほどご説明にもありましたように債務負担行為ということでございますけれども、今回、限度額8,631万円と20年度

3, 112万9, 000円が計上されておりまして、電波障害対策施設ケーブルテレビの切替負担金、同維持管理委託料として2, 877万円、206万7, 000円というものが計上されております。この千里丘駅前再開発に伴う電波障害対策施設の維持管理及びケーブルテレビへの移管とありますけれども、ここに至る経緯についてお聞かせをいただきたいと思っております。

概要95ページで、公園遊具補修事業225万円、公園遊具取替事業600万円についてお尋ねをいたします。先ほどのご答弁でいろいろとご説明がありましたけれども、内容的には前回の予算の折と変わらないような内容のご答弁であったと思っておりますけれども、その中で特段気になりました部分がありましたので、ご質問させていただきます。年1回の専門家の今回導入されるということですが、この5段階、AからEの判定では、現状ではほとんどの遊具が取替え対象になるのではないかと考えると、先ほど課長の方がご答弁なさいました。市民の方がこれを聞いたら、お聞きになられた状態のときには、そんなに危険性の高い遊具を使用しているのかというふうなお話になると思うんですが、この点についてはどのようにお考えであるのか、お聞かせください。

99ページでございます。市営住宅建替え事業4, 112万円のうち、実施設計等業務委託料に関連してお尋ねをいたします。市営住宅用の敷地内に社会福祉協議会と地域包括支援センターを設置される予定ということでございましたけれども、私どもの代表質問の答弁では、詳細はこれからということでございましたので、要望にとどめさせていただきました。しかし、代表質問2日目に、約2億

円という建設費の目安が示されましたが、この数字の、なぜこのようなご発言があったのか、またこの数字の根拠について、山脇部長がご発言をされたと思っておりますので、ぜひご説明をお願いしたいと思っております。

質問は以上です。よろしく申し上げます。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 公園遊具の点検の関係でございますけれども、その中で、もしこういうふうな形で点検をすれば、すべての遊具が撤去するのじゃないかという形。先ほどちょっと私の方から申し上げたんですけれども、といいますのは、市内の公園にある遊具なんですから、もうかなり年数がたっております。今回、例えば私が、今年度でも例えば竹の鼻の第2ちびっこ広場で替える遊具があるんですけれども、あれでももともとあった場所から移設して、もう30年以上たっているんです。そんな形でも今まではペンキを塗りながら補修をしながら、要するに使えるやつはできるだけ、一部を交換して補修をしながら使ってきたわけです。その辺の形で、かなり見た目はペンキなんか塗ってますのできれいには見えます。ただ、中でいいますと、やっぱりどうしてもさびが浮いてきたりして、浮いている状態がかなり目立つんです。そんな形で業者が例えばそれを判断した場合に、もう金属でさびが浮いてますよという形になってくると、案外撤去しなければいけないというのが出てくる可能性があるんです。そうやってきますと、やっぱりかなりの遊具がもうだめになってくるんじゃないかなというような形で、ちょっと心配をしているんですけれども。ただやってみても、業者が、いや、まだ大丈夫ですよというてくれはるかもわからな



いんですけれど、ただそんな形で、ちょっと心配事があるということなんです。そんなんで、もう30年以上たつ遊具がかなり置いてあるということで、もう他市はほとんど全部交換していってますので、ただうちところはそんなんで、ちょっと予算の関係ではありませんでしたので、ちょっと置いてますという形に。そういうことで理解してください。

○山本靖一委員長 大砂課長。

○大砂交通対策課長 違法駐車追放事業の内容でございますけれども、先ほども触れましたけれども、2人体制で千里丘、正雀駅前の迷惑駐車防止指導を巡回しながら行っているところでございます。実績でございますけれども、年間で19年度延べ606名、20年度、延べ604名を予定いたしております。それから、費用対効果でございますけれども、平成17年度まで財団法人都市交通問題調査会に委託をいたしておりましたが、同調査会が解散したことによりまして、平成18年度から民間業者による入札の結果、経費の削減を図ったものでございます。今後の新たなやり方といいますか、という質問もあったんですけれども、実際に巡回しながら、迷惑駐車されているものに対して指導を行っておりますので、今新たな方法というのは、ちょっと思い浮かばないんですけれども、またそういったことも研究しながら、今後も駅前の違法駐車をなくすために、引き続き継続をしていきたいと考えております。

もう1点、自転車の指導委託料ということのご質問でございますけれども、道路交通法の改正で、自転車のマナーということでございますので、当課といたしましては、交通安全啓発事業の中で取り組んでおりますものについて、ご説明をさせていただきます。

最近、自転車乗車中のマナーの低下から、自転車乗車中の事故が多発いたしております。市では摂津警察署と協力して、交通安全教室を開催いたしております。まず、小学校入学前の5歳児を対象に、交通安全教室を実施しております。この中では父兄の参加もいただき、自転車乗車中のマナーについても説明を申し上げているところでございます。また、小学校3年生対象の自転車乗車マナーについての交通安全教室、同じく高齢者対象の交通安全教室、また春と秋の交通安全運動の期間には、主要交差点におきまして高校生を対象に自転車指導を行っております。今後も広報またはホームページ等を通じまして、啓発を図ってまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 新留参事。

○新留都市計画課参事 電波障害対策施設管理事業の、電波障害対策施設ケーブルテレビ切替負担金につきましての、ここに至るまでの経緯についてご説明させていただきます。

この電波障害につきましては、フォルテ摂津の老朽化した電波障害対策施設を、ケーブルテレビ会社に切替えを行うための負担金でございます。市の電波障害対策施設は、平成2年に設置されておまして、設置後17年が経過しようとしております。通常施設の耐用年数は20年と伺っておりますが、10年経過時点で大規模改修が必要であります。これらについても実施していない状況でございます。よって、耐用年数まであと3年現施設が機能を続けているかというの不明なところでございます。現在、摂津地域は平成15年12月より、地上デジタル放送が開始されております。現在はアナログ波とデジタル波の両方の電波が発信されております。しかし、アナログ放

送につきましては、平成23年7月24日で放送終了予定とされておるところでございます。現状の施設ではデジタル放送には対応して、この施設は対応しておりませんため、現在の施設のすべての更新が必要となるものでございます。これらの理由によりまして、今、本市が電波障害を対策しているフォルテの区域ですね、区域を20年度にケーブルテレビに切替えを行うものでございます。ケーブルテレビに切替え後は、現在、管理費等を組んでおるわけですが、本市の維持管理費用は、今度はもう一切不要となるものでございます。切替え後につきましては、ケーブルテレビ会社ですべてを管理していただくものでございます。

○山本靖一委員長 山協部長。

○山協都市整備部長 市営住宅の管理事業といたしましうか、建替え事業についてでございますけれども、市営住宅の建替え事業につきましては、19年度から5年間を予定いたしておりまして、19年度につきましては基本設計をさせていただきました。基本設計の中で、本体工事がどれぐらいかかるのかなという試算もいたしました。そんな中で、基本設計では、6階建てで本体工事が約16億5,000万ぐらいかかるのではないかというデータも出てきております。そんな中でご質問の中でも、社会福祉協議会と地域包括支援センターの詳細についてですけれども、詳細につきましては、まだまだ私どもではわかっておりません。今現在の社会福祉協議会の延べ面積といたしましうか、建物の規模をさらに充実した中で建ててみたら幾らぐらいかかるのかなという試算をやってみますと、約2億円ぐらいかかったという状況でございます。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 交通指導業務委託料の方のご説明につきましては、よくわかりました。また平成18年度には民間入札をしていただきまして経費の削減も図っていただいているということでございます。この違法駐車につきましては、本市内は道路幅の狭い地域も多いことから、常に災害時などの緊急事態に備えて、違法駐車車両が妨げとならないように、しっかりと今後とも効率的な交通指導が行われますように監督に努めていただき、安全性確保のために、この違法駐車ゼロへの取り組みをさらに充実させていただきますよう、要望としておきますので、よろしく願いいたします。

また、この放置自転車の走行の交通マナーなんですけれども、今5歳児、小3、高齢者、それからまた年2回に高校生に交差点で自転車の指導をしていただいているということなんですけれども、やはりそのほかにも、日暮れになりまして、やっぱり暗くなりかけのときの、あるいは夜遅くになってから無灯火での走行が、もう本当に多くて、正雀交番の方も巡回をしていただいても、なかなか無灯火とすれ違っておられても注意をされるということがないんですね。何か別の用事で向かっておられるときは、それを優先にされておられるようですので、また学校が多いもんですから、学生さんが多くて、2人乗りでかなり危険な走行もされておられます。そういったことで、もうなかなか一般の人というのは注意もしにくいような現状でもありますし、やはりきちんとしたマナーというものを教えられるような年齢の人でなくても、慣例的に皆が行っていれば、自分もしても大丈夫だろうというのが、やはり意識の中に強くあると思うんです。携帯なんか最近特にひどいですね。携帯の画面に見入ったま

ま、特に若い方は器用に乘っておられますので、本当にすぐに反射ができないような年齢の、私たちもそうですけれども、飛び出してこられたりとか、向こうはひゅっとよけるんですけれども、こちらはそれに本当に驚いて、その場で停止をすると、着地の場所が悪かったら転倒したりとかという事態が実際にあるというふうな、もう先般、市民の方からご相談をいただいております。道路幅がかなり広くて、車歩分離がきちとなされてて、自転車が走る場所がきちんと確保されていけば、それはそれでまた別の形の指導の仕方もあるかと思うんですけれども、摂津市の場合は、なかなか広い道路というのが、整備されている道路というのが少ないわけですね。道路課の方で鋭意努力をさせていただいて、最近は本当に少しずつですけれども、道路の方もきれいな形で整備をされたり、段差の解消もなされていってるんですけれども、それでもまだまだ自転車で走っているということは、自転車同士もかなり大きなけがに、事故になりますし、昨今そういったことが訴訟問題になったりとかして、大きな問題でマスクミ等に取り上げられたこともあります。私どもでもしばしば聞くんですね。自転車の場合は、自動車の場合と違って当て逃げとか、ぶつかられて、転倒して骨折をしても、もうそのまま走り去っていかれば、そこで終わってしまうというのが現実です。いわゆるけがをして言っていくところもなく、痛さと驚きとつらさで、泣き寝入りをしなければいけないというような状況が現実には多々ありますので、こういったことも含めて、小学生はもとより、中高生とか大人の方に対してでも、無理な走行とか、無灯火での走行の何とか減少に、親あるいは目上の人間が無灯火で走って当たり前なんだと

いうことを実施していますと、やっぱり小さな子どもたちはそれを見て、大人がしてるんだから自分たちも悪くないんじゃないかなというふうに、よいとは思っていなくても、その辺の判断がきちんとなされないんじゃないかなというふうに感じます。どうしても区域にもよるかとは思いますが、正雀区域の場合は特に、やはり日中であっても若い方が非常に危険な乗り方をしていたり、道いっばいに広がって乗っていたりということがありますので、この辺も定期的な指導だけではなくて、関係警察署等の関係各位と連携を密にさせていただいて、マナーの周知徹底と、それから日常でもそういった人たちを見かけましたら、敏速に注意をさせていただくようにということも、取り組みの1つとして呼びかけをさせていただいて、さらにこの充実を図っていただけますようお願いし、要望としたいと思えます。

あと、今この電波障害の話なんですけれども、ご説明をいただきまして、老朽化しているので、まだ3年残しているけれども、改良しようとしているということで、今ご答弁をいただいたと思えます。現状は今も地デジの方へアナログ変更に年数が迫ってきてますので、対策としてはそのようなことがなされても、別に不思議はないというふうに思うんですけれども、これをもう少しお聞かせをいただきたいんですけれども、フォルテ摂津については、公費負担で公的な形で切りかえをするというような、何か約定なり、何かそういった形での約束事とか経緯というものがあったのかどうか、お聞かせをいただきたいと思うんです。通常、電波障害のある地域でも、この地デジに変換されることにつきましては、もうそこからは皆さん自分でやってくださいねと

というような形で、ご自分の個人的負担で変換されていらっしゃる方が、私たちの周辺地域ではほとんどなんです。これがフォルテに特化されているのはなぜか、ちょっとその点についてお聞かせをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと公園遊具の補修、取替えの件なんですけれども、お答えをいただいたんですけれども、耐用年数がたっても、いわゆる目視で補修して使えるんじゃないかというようなことで、現状使っているわけですね。そういったことにつきましても、どこまでが安全なのかということ、もう非常に個人的見解で、幸い大きな事故が起こっていないので、今のところはそれでやっていますということで済んでいるのではないかなというふうに思うんですが、だからといって摂津市中のほとんどの公園遊具を一気に取り替えることは財政的に難しい。全部撤去してしまったら、また使いたいのというお声があるかもしれないんで、その辺はじくじたるものがあるというふうにはお察しをいたしますけれども、何とかこの点について、やはり耐用年数が非常に長い、30年以上たっているものというものを、検査に入られたときに、もうこれ全撤去ですよと、例えば、課長がおっしゃるような形になりましたときに、結果的には全部撤去をしてやり直すしかないということになるわけですよ。この点については、仮にそういうふうな状況になった場合、全部じゃなくても何割か撤去しなければならなかったときの対応としては、どのようにされるのか。また、行政として予算取りなんかについては、その辺、検討されているのかどうか。こういう事態があるかもしれないということに対して、何かお話し合いをさ

れたのかどうか、もう一度お聞かせをいただきたいと思います。

あと、市営住宅の建替え事業なんですけれども、今、山脇部長の方からご答弁をいただきましたけれども、こちらの方からきちんとヒアリングのときに、代表質問をする際に、どうですかと。併設される分について費用等、今のところ予定が、予算が立っておりますかということを確認させていただいたら、全く未定ですというお話がありましたので、私どもとしては、それではということで要望にとどめさせていただいたという経緯がございます。本会議の中で、そういう数字が、現状をもとに試算されたものでも発表されることが正当であるような数字が手元におありでしたら、こちらの方もお尋ねをしたときに、そういった形ですけれどもということで、なぜお答えを、そういうふうな形で返していただくことができなかったのか。そのことについてもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 まず、遊具の関係の点検の中で、例えばもう撤去しなさいよと提案いただきますね、その中において、これも他市の例なんですけど、例えば大阪市なんかでも、撤去しなさいという判定が出ました。ただ、現場に置いてありますよね。その中で事故が起きたときにおいて、これやっぱり過失の問題が発生します。その辺の関係もありますので、一応、私どもとしたら、とりあえず補修でいけないかなという考え方も、まず一遍考えてみよう。その中で、できるだけ遊具の延命を図っていかないと、これ全部取ってしまいますと、ほとんどもう遊具がなくなりますので。ただ、だれが見てももう危険であるという場合は、即刻撤去しております。これは今までも

そうなんですけれども、みんなで見に行つて、これはあかんでという場合は、もうすぐその場でもって、まず使用禁止にした中でもう撤去に入っています。そんなんで、もう市内においても、もう10か所以上の遊具は撤去してありません。だから、だれが見ても危ないやつはやりますので、そういう形で常にもうやっております。

それで今まで予算要求をどないしたかという形なんですけど、予算要求については、中期計画とかそんなんの中では、例えば遊具の取替えで2,000万、3,000万要りますよというて上げてますけれど、なかなかもうつかないのが現状でございます。今の予算の範囲の中で、財政規模の中で、今の範囲の中でも、毎年こういう形で増額していただいておりますので、それについては今、ありがたいなという考え方で思っております。減ってきたら別なんですけれども、ふえてきていますので、そんな形で今後、1,000万、2,000万がついてくるかもわかりませんので、そのときにはできるだけ早い時期に交換して、よりやっぱり子どもたちが安全に遊べるような形でしていきたいなと思っております。

○山本靖一委員長 新留参事。

○新留都市計画課参事 先ほどの電波障害の件なんですけど、フォルテの対策につきましては公費負担でやるというのは、何かそういう約束があったのかということだと思んですが、今までに市の公共施設をすべてその電波障害の中でチェックした中で、フォルテ摂津については、やはり電波障害の影響があるということで、まず今回上げさせてもらってます。それと、今まで市の方で管理してきたという経過もあり、対策をやるという認識でおります。ですから、決まっておると

いうということは特にないと思います。

○山本靖一委員長 山脇部長。

○山脇都市整備部長 都市整備部の建築住宅課の方では、市が保有します建築物の設計、また施工に関することが、私どもの建築住宅の営繕系の業務であります。市政方針の中で市営住宅の実施設計とあわせて社会福祉協議会、また包括支援センターの実施設計を行っていきますと、こういうことを市政方針の中で市長の方から言っておりますけれども、市営住宅につきましても先ほど言いましたように、段階を追って20年度実施設計を行おうとしています。そこで初めて請け負いにかける正式な金額が出てくるものであります。この社会福祉協議会や地域包括支援センターの部分につきましても、まだまだこれは市営住宅跡地の千里丘三島線側に、約600平米ぐらいの敷地の中で建ててみようかということだけの、まだ案でありまして、これから福祉の所管課と十分協議した中で、建物の平米数等、延べ面積等をこれから協議していきたいと思っております。実施設計の中で初めてそういう床面積、また規模、概要が出てきて、初めて正式な金額が出てくるものであります。

これ、何でそしたら金額が出てくるんだということでもありますけれども、大体今、社会福祉協議会の面積から、さらに包括支援センターの分も含めまして、大体これでしたらほぼ同数ぐらいの規模、倍ぐらいの規模にすればいかがかなという案の中で試算したものであります。それでまた、今現在、社会福祉協議会につきましては軽量鉄骨の2階建て、またそれを鉄筋コンクリートにしたらどうかなという案の中で、あくまで試算したものでありまして、これから正確な金額、詳細につきましては、実施設計をもって出

てくるものでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 電波障害の件につきましてはわかりました。一応、市の管理をしているところだからということで入れかえをなさるといことですので、わかりました。金額も大きいですので、なぜかなという疑問を持ちましたのでお尋ねをいたしました。了解しました。

あと、公園遊具の件なんですけれども、今のところは非常に危険であるというものは撤去していただいているということで、遊具全部を新しく入れかえるとなると二、三千万の予算が必要だといことでございますので、非常に難しいところではあるかと思うんですけれども、やはり一昨年からご提案申し上げておりますように、本市の他の課とも連携をされて、摂津市独自の公園遊具の安全基準の策定というものを、取り組まれてなされてはいかがかなというふうに考えております。この前も説明をいただいておりますので、判定するには資格が要するという、決まったところで決まった資格を持った人がというふうになっていきますけれども、それにまさるものができれば、やはり問題ないわけですので、当面はこういった形で、それでも年1回という点検の状況でございますので、年1回の本当に定期点検がいけるのかなという現実の問題があると思いますので、やはり本市独自で公園遊具の安全基準の策定をしていただいて、やはりそれがあれば、一定の研修等を本市で行った方については、公園みどり課だけではなくて、ほかの課の方も対応できるというふうな形がとれるのではないかなというふうに思いますので、効率的にもこういったものをきちんと策定されたいかがかなというふうに思いますの

で、ぜひ取り組んでいただけるように要望しておきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

あと、今、山脇部長の方からそのお答えをいただきました。きちんとこちらの方の原稿というものが、ヒアリングの際に申し出ておりますから、部長の方まで届いておったと思っております。その中で、やはり本会議場で、今ご答弁いただきましたように、これから協議するから実施設計についてはその中で金額をはっきり出る。推量で、こういったぐらいになるんじゃないかということでお話しをなされたというふうに受けとめをいたしましたけれども、やはり本会議場で代表質問の場ですので、推量とか根拠のない数字を口にしていただきたくはないなというふうに強く感じました。やはり筋の通った答弁、整合性のある答弁をぜひしていただきたいので、今回このようなお話をさせていただきました。今後慎重にご発言願いたいと、方々要望して終わらせていただきます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

原田委員。

○原田委員 まず最初に、大阪府の20年度予算が、ご案内のとおり暫定予算ということになりまして、これは市町村と府との信頼関係のルール違反だということに我が党は追及をしておるわけですが、それにかかわりまして、本市にかかわって幾つか質問を申し上げたいと思っております。

まず最初に、都市再生地籍調査1、187万7,000円の計上ではありますが、これについて国が2分の1、そして府は4分の1、市が4分の1ということで、2年ぐらい前からこの事業は進められているわけですが、今回暫定予算には載っておらないということでありま

すが、いかがでしょうか。その点の経過を聞かせていただきたいと思います。同じく都市計画基礎調査委託金9万円もお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、安威川ダムにかかわる水特法の12条の負担金であります。これが999万円本市の予算計上ですが、大阪府の方はゼロであります。これについての、どういうふうな状況か、お聞き範囲内で結構でございますので、お教え願いたいと思います。

そして、続いて自転車等移動保管業務府委託金として48万7,000円が計上ですが、これについてもお聞かせいただきたいと思います。

次の2点につきましては、暫定予算に組まれておるということでありますが、どのような状況かお聞かせいただきたいと思います。まず、鶴野橋外ポンプ管理委託金として210万円の計上ですがお願いいたします。

それから、河川環境整備工事委託金として550万円です。お聞かせをいただきたいと思います。

それは大阪府の暫定予算にかかわるものでございまして、それ以外からお聞きをいたしたいと思います。まず、交通安全のための路面標示について、これまで質問もいたしまして、いろいろと努力をしていただいておりますが、平成20年度はどのような状況か、お聞かせいただきたいと思います。

2番目に、府道大阪高槻線の歩行者自転車専用信号機の設置状況について調べておいてほしいという依頼を申し上げまして、これについてどのような状況かお聞かせいただきたいと思います。

フォルテの地下自動車駐車場の問題で、以前にもご質問申し上げまして、自動化

を検討していつはどうかということをお願いした経過がございまして、その取り組み状況と見通しとか、お聞かせいただきたいと思います。

同じくフォルテの自転車置き場、地下1階でございまして、現在新しく駐輪場をつくっておるという関係で入れているということですが、地下1階の自転車置き場の方に約300台ほど、今、自転車を駐車場の方に置いております。もともと私も駐車場があいておるので、そちらの方に駐輪場を利用したらどうかというご提案も申し上げておりましたが、今やられておりますが、どういう状況でしていただけるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

続きまして市営住宅の修繕料として337万円の計上ですが、内容等についてお尋ねをいたしたいと思います。

続いて市営住宅の建替え事業ですが、昨年19年度で行われました入居者の意向把握調査ということで、基本設計、実施設計に生かしていくと、こういうことで調査をされました。この状況を踏まえてどういうふうにかかされていくのか、お尋ねをいたしたいと思います。

続きまして、この入居者の募集業務に当たりまして、これまで空き家、今回新築ということもあるわけですが、これまで住宅困窮の状況から、何度となく応募をされて、なかなか当選をされないという方の優遇措置を、何かいい方法はないかということで、昨年決算委員会でご質問を申し上げまして、そういったことは今後どのようにかかされていくのか、あるいはどういうふうにかかされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

新規事業として道路工事積算システム化事業について掲載をされておりますが、

内容についてお尋ねをいたします。

路面清掃事業にも680万円の予定ですが、路面、側溝、集水桝等の清掃事業ですが、内容等をお聞かせをいただきたいと思います。

これは大阪府の事業というんか、やっていただかなければならないことですが、2点お尋ねをいたしたいと思います。府道十三高槻線と府道正雀一津屋線交差点周辺の交通安全対策について、とりわけ十三高槻線の方は今工事をしていただいておりますので、既存の府道正雀一津屋線の歩道整備、特にライフ周辺が非常に危険だということでありまして、要望もあるようでございますので、その辺の整備状況についてお尋ねいたしたいと思います。

続きまして、今度は大阪高槻線のことでありまして、これもほかの委員もご質問されておられましたが、鳥飼八防周辺の交通安全対策事業はどのように進められようとしているのか、聞いておられる範囲内で結構でございますので、お願いいたします。

続きまして、本市の都市計画道路でございますが、千里丘三島線等については、先ほどの午前中の質問もございましたので省略をいたしたいと思います。新在家鳥飼上線の、いわゆる新幹線側道の整備であります。本年度は集水というんですか、そういうことの工事をやろうということですが、もともと従前の整備をしようとしてあります土のう置き場、あるいはその東側に今度は新しく住宅開発がされまして、新しく道路が築造されました。そういった意味で、残りわずかな区間でございますが、やはり歩行者、あるいは自転車等の通行の安全のために拡幅は必要であろうかというふうに感じるわけですが、取り組み状況をお尋ねを

いたします。

狭隘道路の整備事業であります。先ほど野原委員のご質問もありましたので、簡単にいたしたいと思います。予算額2,000万円の執行でありまして、先ほどのご説明では施工主の範囲と、そして市がやるということですが、これについて本来、この市がやる部分、施工主がやる部分等について、どの辺までの線引きというんですか、負担割合というんですか、やらなきゃならないと。あと、工事が施主側でやっていただいて助成を出すと、こういう方法にしたいという意向でありましたが、ちょっと問題があるんじゃないかというふうに感じるわけですが、ご答弁の中で考えたいと思います。そして、従前からあります中心後退をしていただけていないところの物件等の解決策はどのようにされようとするのか、お尋ねをいたしたいと思います。

番田水門の内水対策負担金が513万から848万円に増額をされておられます。以前にもお聞きをいたしました。今後問題もとらえて内容のご説明をいただきたいと思います。

続きまして、排水路のしゅんせつ事業として743万円ですが、先般いただきました土木下水道部の事業計画箇所の中にはちょっと入っておりませんでしたので、どういったところの執行になるのか、お尋ねいたしたいと思います。

以上です。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀道路課参事 私の方から地籍調査、大阪府の予算が暫定予算でありますので、現在どの程度になるか、今後どういうふうに取り組むのかということで、ご回答させていただきます。

都市再生地籍調査につきましては、今回1,000万円の補助事業を申請して



おります。委員ご指摘のとおり国庫の補助額が2分の1の500万円ということで、府が4分の1の250万円ということになっております。ご指摘のとおり20年度は暫定予算を編成されたため、国庫支出金を伴う府の予算、国土調査にかかわる補助金という形で計上になっております。このため平成20年度の国庫補助金にかかわる協議が府と国の間で滞っているという状態になっております。それで、今府の方にはちょっと説明がございまして、今の段階では協議の補助金の確保はできてない、見通しがついてないという形の説明がございました。それで、大阪府の知事の意向としては、まず緊急を要するもの、府民の生活に重大な支障を与えるものについて予算を計上するという方針も出されたという話を大阪府から聞いております。この場合になりますと、やっぱり地籍調査が本当に緊急を要するものかという形になってくると、ちょっと私どもも府の担当者も回答はできないところがございまして、ひょっとして最悪の場合は、予算として計上されない場合もあるかもしれない。そういう場合につきまして、私どもは歳入としまして、国の補助金、府の補助金と、制度上、大阪府は補助金を出さないなら国の事業は執行できないとなっておりますので、本年度の地籍調査の事業としても、事業実施は困難だと思っております。ちょっと今の段階で大阪府の補助金が計上されるかどうかわかりません。それにつきまして、私どもの方、道路課の方では事業実施ができるとき、8月1日以降に事業実施ができるようには準備は進めてまいりたいと思っております。

その中で、私どもの方が大阪府に質問しているものは、この事業を受けたことに対してどういう処置がされるんだと。

繰り越しはしていただけるんか、認めていただけるんか、それとも事業の区域は縮小して小さくして実施せないかんもんと。そういう質問は反対に問いかけておりますので、そうした質問、協議を今後も続けていきたいなと思っております。

以上で地籍調査につきましての回答とさせていただきますと思います。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、府の補助金の関係で、府委託金としまして河川環境整備委託金550万円の内容ですけれども、このことにつきましては、この委託金は府が管理しておりますといえますか、府が所有しております安威川、大正川、山田川、境川の4河川の草刈りを本市が受託しまして、草刈りを行っておるものでございます。現時点では茨木土木におきましては、7月末時点までの3分の1がついておる状況であると、こういう回答を受けております。毎年受けております内容で問題点が1点ございまして、先ほど申し上げました4河川のうち、大正川のみ1河川につきましては、府から2回刈りの受託金をいただいております。今現在協議しておる中では7月末時点まででは、まずこの4河川の1回刈りは終わるのではないかと。ただ、茨木土木管内では本市だけではなく、高槻市、茨木市、吹田市、島本町、うちを含めまして4市1町が茨木土木事務所管内でございまして、茨木土木事務所管内として3分の1の委託金としての予算を受けておる中で、摂津市だけに全額を出せるかどうか、それすらもわからない状況であると。今後におきまして、4月からどのように発注していくか等について協議していきたいと、こういうふうな状況でございます。

続きまして、路面清掃の680万円の

内容でございますけれども、これにつきましては千里丘三島線ほか162路線、年4回の路面清掃を行っておりまして、1回当たり75.5キロの清掃を実施しております。それとあわせもって集水桝、約2,800か所を年1回清掃しておるといのが、路面清掃の内容でございます。

続きまして、狹隘道路の2,000万円の助成金、このことにつきまして建築主等がやる部分であるかどうかというか、その辺の負担の割合等についてでございますけれども、先ほど野原委員の質問に対しましてお答え申し上げましたように、今そういうふうな内容につきまして、どういふふうに助成していくものかということ、段階的に基本原則は後退用地、寄附を原則にと。当然、寄附をしていただくところにつきましては、全面的な助成をしていきたいと。あくまでもこれにつきましては建築基準法に基づいておりますので、建築基準法の42条2項、もしくは43条等が対象でございますので、この法律はやはり建築主が守っていかなければならない法律でございます。ですので、この法律を守っていただくために、今現在その法律の中では、当該地は別に寄附をしなければならない等については、何も明記されておりませんので、本市としましては、やはり寄附を原則に、それに対する費用を助成していきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 私どもからは、安威川ダム水特法12条負担金の大阪府の暫定予算についてでございますが、この費用の持ち分を負担するのは、関連市は大阪府を含めまして高槻市、茨木市、摂津市、吹田市、大阪市でございます。

それで、大阪府の方に確認いたしましたら、暫定予算は7月までに支出がございませんということで、今回は暫定予算の方では計上しておりませんとなっております。ただ、本予算時には協定書の内容どおり3,490万円、負担率にしますと34.9%でございますが、計上されると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして排水管及び水路しゅんせつ委託料743万9,000円の件でございますが、この部分は公共下水道管以外下水道管及び水路の土砂、ごみ等の堆積しているところを、緊急に詰まっているところとかあれば単価契約をしまして、緊急的に清掃等を行っていく事業でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 番田水門の内水対策負担金、前年度に比べて増額となっている理由ということで説明をさせていただきます。

番田水門の内水対策事業というのは、大きく三箇牧ポンプ場の建設、それから三ツ樋樋門の改良、それから浜町のかさ上げ工事、さらに安威川左岸ポンプの建設負担金、こういった大きく4つの項目がございまして、今年度三箇牧ポンプの負担金、この16年度に実施されました償還金の元金が今年度から入ってきているということ、これで240万程度増額となっております。さらに、安威川左岸ポンプにつきましても平成19年度の新発債分ということで110万円程度増額となる見込みでございます。このような理由により、前年度に比べて三百数十万増額となるものでございます。

○山本靖一委員長 新留参事。

○新留都市計画課参事 まず1点目に、

都市計画基礎調査委託金についてということですが、暫定予算でどうなっているのかということなのですが、この調査につきましては都市計画法第6条に基づく、都市計画に関する基礎調査の委託金でございます。内容につきましては、市街地の面積とか、土地利用等について知事の委託により調査するということになっております。作業につきましては、例年では10月ぐらいから1月ぐらいまでの作業となっております。予算につきましては、委員おっしゃるように現在は暫定予算で予算化されておりましたが、本予算で要望していくと大阪府の方より伺っております。

それから、2点目の十三高槻線と府道正雀一津屋線との交差点付近の安全対策についてということですが、十三高槻線と府道正雀一津屋線との交差点付近の安全対策につきましては、十三高槻線につきましては現在工事が進められておりますが、この付近は歩道は未整備な状態で、歩行者や自転車利用者が危険な状況でございます。そのため、早期の安全対策が必要であると認識しております。大阪府によりますと、現在も一部、道路部分の用地取得に向けて交渉は続けておられると伺っております。このライフ側のところも含めて、現在用地交渉をされていると伺っております。今後につきましても、地域の実情を踏まえ、早期に整備が進められるよう、大阪府に対して要望していきたいと考えております。

それから、3点目の、府道大阪高槻線八防周辺の安全対策事業についてどうかということなのですが、このご質問につきましては、今回の代表質問でもご意見をいただいております。府道大阪高槻線の拡幅未整備部分につきまして、鳥飼八防バス停付近及び

新在家口のバス停付近の拡幅計画についてでございますが、ご指摘の未整備箇所は市でも十分認識しております。以前から大阪府に対して何回も整備を要望を重ねてきておる箇所でもございます。府としましては、現在のところ、本路線の拡幅については、大阪府の都市基盤中期計画には位置づけはしておらないということでおっしゃっておりますが、今後、府の財政状況や整備の必要性、緊急性等を考慮し、整備について検討していきたいというふうに伺っております。市としましても、この路線に対して、地域の実情を踏まえ、早期に整備を進めてもらうよう、粘り強く要望を重ねてまいりたいと考えております。

それから、4点目の都市計画道路の新在家鳥飼上線、新幹線側道の歩道の整備についてということですが、都市計画道路新在家鳥飼上線の未整備区間につきましては、現況非常に道路幅員が約5メートル程度と狭くて、大型車を含めて通行車両も多く、歩行者、自転車利用者の安全対策には非常に憂慮いたしております。都市計画道路として整備が必要であるということは認識しておりますが、道路整備に関しましては、なかなか近年街路事業単独での事業採択が困難な状況でございます。今後につきましても、本市の財政状況を見据えながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○山本靖一委員長 長野次長。

○長野都市整備部次長 それでは、建築住宅課にかかわります3点のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の修繕料337万3,000円についてでございますが、この予算につきましては、空き家修繕100万円、一般修繕、排水の詰まりであるとか、

そういう一般修繕で237万3,000円予算計上しております。なお、平成19年度におきましては修繕料、これが1,072万3,000円でございます。今年度予算と比較しますと68.5%の減額となっております。この減額につきましては大きな要因は、一津屋第2団地の廊下の床がめくれ、危険であるとの指摘があり、平成19年度においては予算化735万円しておりますので、これを差し引きしますと同額ということでございます。

次に、建替え事業に伴う意向調査についてでございますけれども、委員ご質問のアンケート調査につきまして、昨年12月末に、これから実施設計等の業務を進めるに当たり、現入居者の意向を反映するため、地元役員さんとも協議した上に行ったものであります。具体的内容につきましては、現在の自転車や自動車、バイクなどの保有台数、また加入電話についての契約先、パソコンの利用について、テレビの台数、また台所の熱源等々と今後の入退居の予定、また意見欄を設け自由に意見を記入していただきました。現時点では対象者が、対象戸数66戸でございますけれども、66戸配付いたしまして64戸の回収となっております。あと2戸が未回収でございます。結果を見ますと、特に入退居につきましては、回収しました64戸のうち61戸がプール跡地に建設される新たな市営住宅に入居を希望される結果となっております。残りの3戸につきましては未定であるとの回答を得ております。また、意見欄では、家賃の件、引っ越し費用の件についてのご意見や、お風呂場に手すりがあるのか、また隣や上下の騒音は大丈夫か、電気の回路は多くしてほしいなど、今後の実施設計業務に参考となる意見も多くありま

した。また、具体的に新しい住宅の入居について1階を希望するとか、そういったご意見もございました。それとか、隣が現在の隣の方と同じになるように配慮してほしいというような意見もございました。これから事業を進めるに当たりまして、参考にしていきたいと考えております。

落選者の優遇措置についてでございますけれども、従来から市営住宅の募集に際しましては、不正のないよう公開抽せん会を行い、機会平等を重視した運営を行ってまいりました。しかし、近年応募倍率が40倍を上回ることもあり、恒常的に高倍率化しております。昨年の決算委員会におきまして委員からご指摘、ご要望がありました落選者の優遇とともに、いわゆる住宅セーフティーネット法が昨年7月に公布施行されておまして、この法律に言う障害者世帯や高齢者世帯、また一人親世帯等々の住宅確保要配慮者にも配慮し、本市で行う新年度からの公募につきましては、抽せん番号の数を付与するということが優遇してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願います。

○山本靖一委員長 渡場参事。

○渡場下水道管理課参事 私の方からは、原田委員の方からご質問のありました、大阪府から依頼を受けております鶴野橋、あるいは河原樋排水ポンプ場の管理の件でご答弁申し上げます。

これは委員もご指摘がありましたように、大阪府はことし暫定予算という形で、7月までの予算が組まれております。この中には鶴野の分、あるいは河原樋の分については予算化されております。私どもの方も、やはりポンプの点検、下水道点検等年1回の引き上げ点検があるわけですが、やはり住民の生命とか財

産とかをやっぱり確保するという意味で、5月からは実施してまいりたいなと考えております。ただし、本格予算の中で今後の動向をつかむ必要はあるんですけども、本格予算化されない場合には、市単独では実行できないかなというふうに考えております。

以上です。

○山本靖一委員長 山本参事。

○山本道路課参事 新規の道路工事積算システムの内容でございますけれども、道路工事発注に際しまして、工事費を算出するに当たって、大阪府の歩掛等によりまして積算を行っております。現在、道路課では表計算ソフトによりまして設計積算を行っております。年々変更されてまいります歩掛や年度途中での単価、歩掛の変更につきましても迅速に対応した積算システムの導入により、設計積算の効率化を図り、工事の早期発注に資するため、112万2,000円を計上させていただきます。その内訳といたしましてはOA配線の修繕料を15万6,000円、積算システムのメンテナンス保守委託料といたしまして9万5,000円、工事積算システムソフトの借り上げリース料を21万円、庁用器具費といたしまして積算システムに対応したパソコン端末3台等に66万1,000円、合わせまして112万2,000円を計上させてもらっているものでございます。

以上でございます。

○山本靖一委員長 早川参事。

○早川交通対策課参事 まず、自転車等移動保管業務委託金、暫定予算についてでございますが、今年度としまして50万6,100円の委託金が一応歳入予定として入る予定になっております。20年度の委託金につきましては、大阪府か

らお聞きしているところでは、現時点では未定とのことでありますが、本市においては放置自転車等の保管事務所、また自転車自動車駐車場の用地を大阪府から無料でお借りしていることから、今までどおり自転車等の撤去を行っていく予定であります。

次に、府道大阪高槻線歩行者信号についてでございますが、委員の申し出等によりまして、府道大阪高槻線歩行者信号の方を調べてまいりまして、約4か所ほどの歩行者信号がついてない箇所がありまして、危険であることは認識しております。信号設置につきましては、公安委員会が設置を行っております。設置につきましては地域の要望も含め、学童の通学路や危険の多い箇所から設置されておりますので、今後も摂津警察と協議し、危険箇所等を検討して要望してまいります。

2番目の路面標示の予算等について、現状ですが、18年度当初に市内の路面標示について再調査をいたしましたところ、復元の箇所が約13キロありましたが、予算額も補正等によりまして18年度より増になっており、順次対応しております。今年度につきましても386万円の予算となっており、要望箇所及び消えている箇所、また消えかかっている箇所について順次対応してまいります。また、今年度から交通安全対策工事から科目が修繕料に変えたことによりまして、単価契約を行い、要望等に早急に対応できるようになっております。

次に、フォルテ摂津自動車駐車場の無人化ということなんですが、費用対効果等を検討してまいりましたが、フォルテ摂津地下駐車場がフォルテ摂津ビル内に入れることから、浮浪者等防犯面の観点から人員の配置が必要となります。また、

自動精算機設置については、従来から設置しているレジシステムと連動させるために高額な費用が必要であり、費用対効果を考えますと、現状ではちょっと難しいと考えられます。

次に、フォルテ摂津自動車B1に自転車駐車場ということですね、これにつきましては、現在駅西口の方で、千里丘第1自転車駐車場の建替えが行われております。仮設駐輪場約500台設置していましたが、現状では一応300台入っております。しかし、フォルテ摂津周辺に自転車があふれたことによりまして、駐輪場不足ということになっておりまして、この分につきましてはフォルテ摂津ビル管理組合の方に一応お願いに行きまして、その不足の分を急遽B1の方の自動車駐車場の方をお借りしたというのが現状でございます。ただ、自動車駐車場ということですので、危険等伴いますので、一時お借りしている状態でありまして、完成後はお返しする方向でお話しております。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 狭隘道路のうち、漏れておった点がございまして、従前からの中心後退ができておらないところについての対応をどうするのかということでございますが、同様に寄附を原則に、寄附をしていただける方に対して対応していきたいと考えております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 大阪府の暫定予算にかかわる質問を幾つかいたしました。先ほども申し上げましたように、これは市町村とのルール違反であるというふうに感じるわけでありまして、そういう中で、事業実施が見通しが立たない、事業実施が困難であるというご説明もいただきました。あるいは、調査があるかないかわからな

いと。水特法の関係で、これは計上されるということでありましてけれども、例えば河川環境整備工事、例えば1割カットしようやないかと、あるいは2割カットしようやないかと、全額つけないというようなことが起こってきた場合、鶴野橋のポンプ場の関係では、契約は4月から7月までということ、年間の3分の1だけ契約をします。後についてはわからないということでは、事業の執行が1つとしてできないと、こういうふうを感じるわけでありまして。特にポンプ場なんかは、梅雨の豪雨の時期があります。最後の6月の末ぐらいに。こういうときに今後のことをどないするか、あるいは決めなきゃならないというように思うわけですが、相対的に非常にこのやり方については、私ども、市町村との信頼関係が損なわれているということをおし上げておきたいと思っております。したがって、執行等にかかわりましては、十分ご相談をしていただくようにしてほしいというふうに感じるところであります。ゼロベースで進むということでもありますので、どのようなことが起こるか分かりませんので、慎重に取り扱いをしていただきたいと思っております。

路面標示の件、随分と頑張っていたていることはよくわかっておりますし、まだできてないところについては早急に、単価契約ということでございますので、私ども要望すればしていただけるというふうに思いますので、20年度しっかり交通安全のために頑張りたいと思っております。

高槻線ではありますが、私が調べましたのは、一津屋上から烏飼交番所前まで12の信号機が設置をされておられて、3か所はいわゆる歩行者自転車専用信号機が設置をされてありません。それから、

鳥飼交番所の交差点から東へ、鳥飼上の鳥飼高校前までには信号機が6基設置をされてまして、4か所これはそういう歩行者の専用信号機が設置をされております。私、平成18年のときに鳥飼交番所前のところに、こういう歩行者専用信号機がないじゃないかということで、随分とお願いをいたしまして、ようやくつけていただきまして、何げなく、これで交通安全は大分よくなったなというふうに感じておったら、最近よく調べてみますとこういう状況であって、一津屋上から鳥飼の端まで7か所が歩行者専用がない。片方に、例えば府道の北側にはついておるけれども、南側の道路と交差をする部分にはないというようなところもあります。一部そういう関係で、先ほどの調査をいただいた報告だと思っておりますが、いずれにしてもついてない箇所が7か所ございます。一遍には無理だというふうに思うんですけれども、やはり危険な箇所からお願い、設置をしていただきたいというふうに思うわけであります。

そこで、この大阪高槻線はご承知のとおり校区の境界でございまして、府道を利用するというのはなかなか児童は少ないわけでございます。鳥飼高校の生徒が通るといいうこともあるんですけれども、地元の小学校、中学校等については、余りないというふうに感じるわけですけれども、危険箇所は間違いなく危険でありまして、小さい事故は何件か起こっておりますので、その中で先ほど申し上げました7か所に、ぜひひとつ1か所ずつでもいいから信号機の設置をつけられるように、地元府会議員も通じて要望していただきたいと思っております。

フォルテの自動化についてであります。余り費用対効果がないというご説明でありました。どれぐらいのことを計算

されておられるのかわかりませんが、使用料として4,400万円の収入で、管理料として3,869万円の執行であります。その差益約600万弱は収入としてあるわけですが、自動化によることによりまして、一部管理料が下がるというふうに感じます。その部分を、いわゆる夜間ですか、11時まで預かっておりますので、それ以後人をつけなきゃならないということで、安全対策上つけるということですが、これはそういうことで自動化による収益も上がるということで、あるいは経費も少なくなるということから、その部分をそちらの方の人件費に充てれば、費用対効果は出てくるんじゃないかというふうに感じるわけですが、もう一度ちょっと考え等を、私の意見に対してまたご答弁を、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、自転車置き場のいわゆる今使っておられる自動車部分でございしますが、別にこれはいけないとかいうことではなくして、そのとおりにやっていただいたらいいというふうに思いますし、自動車駐車場が非常にあいている、がらがらであるということで、そういうところを大いに利用するということは、これはいいわけですが、できましたら続けて約300台置けますので、続けてそういうことをしていったらどうかというふうに思いますので、その辺の見解をお聞きをいただきたいと思っております。

道路工事の積算システム化事業であります。幾つか単価が変わってくるということでありまして、私は心配をいたしておりますのは、今問題になっております道路特定財源の問題で、新たなそういうシステムとかそういうのが、いわゆる天下りの法人に設置をされて、そういったところの財団とか法人がそういうこと

についてやるべきだというふうな、いろんなあれがあるんじゃないかというふうにも感じるわけですが、そういった状況についてあるのかなのか、あるいはどういう状況になっているのかお尋ねをいたしたいと思います。

路面清掃の事業であります、路面は確かにそういうことで162路線、機械でやっていただいたら結構でございます。側溝等の集水柵2,800か所ありますが、これはそんなに定期的に道路も清掃しているので、側溝、集水柵の掃除は必要ないんじゃないかと。必要であれば、土木維持作業の部分がございまして、そちらの方は点検をしてやるということにすれば、経費が随分助かるんじゃないかというふうに感じます。そういったところについて、お考えをお聞かせをいただきたいと思います。

府道十三高槻線とこの正雀一津屋線の交差部分、あるいは既存のこの正雀一津屋線であります、用地買収中であって、交渉中であって、府に今後強く要望していきたいということですが、新規事業等については、今先ほどの暫定予算ではないですけれども、大阪府は非常に厳しい状況にあるということで、大阪高槻線のこの交通安全対策も一緒であります、なかなか進まないというふうに感じます。そういう意味で、ぜひひとつ強く大阪府に要望していただきたいということを、これは私の方からも要望しておきます。

新在家鳥飼上線の新幹線側道の整備であります、同僚議員も12月議会で質問をされておられまして、特に歩道の確保は必要であるということでありまして、わずかな区間でございますので、いろんな都市計画道路整備、あるいは正雀、あるいは千里丘周辺のこの道路整備は必要

ということでありましてけれども、この箇所も非常に危険であるということをご存じだと思っておりますので、ぜひひとつ取り組んでいただきたいというふうに思いますが、もう少し考えが聞かれないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

狭隘道路の整備事業であります、従来からのあるところの解決については、寄附を原則であります。ということは、施工主がこれを負担しなければならないということになります。従前一部やったところは、寄附をいただけるということの意思確認ができれば、公費でもって測量、分筆までやると、こういう方針であったが、今回はそれにはちょっと逆行しております、寄附を原則として分離をしていただくと。分筆できた部分について工事をやろうということになります。ちょっと取り組みが逆行しているんじゃないかというふうに感じるんですが、いかがでしょうか。そして、新しく確認を出されて事前協議、あるいはそして登記、分筆、そして境界確定して契約をされて、工事をしていただいて助成をするということになります。工事等の内容、あるいは側溝等の指導もされるわけですが、すべてをされた部分で助成をするということは、やはりその査定の内容はやっぱり大事になってまいります。どれぐらいの費用でやられるのかどうかわからないということです。工事業者も向こうにさせていただくということになります。そういう意味で、一定の基準が要るだろうというふうに思います。そういう意味で、このやられている助成制度については、寄附の意向があれば、してもって分筆といいますか、舗装の工事もすべて終わるというような状況にならないのかというふうに感じます。それは2,000万円の内訳の根拠が示されておりませんので、



わかりましたらこの2, 000万円の内訳について、お尋ねいたしたいと思いません。

排水路のしゅんせつ事業であります。単価契約をもってやっていきたいということでもあります。公共下水道管以外の、いわゆる既存の水路等ありますが、これにつきましては743万円の執行でありますから、大体どれぐらいをやりたいと。どの路線、あるいはどの河川ということがわかれば、何か所ぐらいということで、わかればお聞かせいただきたいと思いません。

以上です。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 一番最後の質問でございましたけれども、排水管、水路のしゅんせつの委託料743万9,000円。場所等は、これは緊急にする工事でございます、場所等は特定はしておりませんけれども、一応積算では管路と水路、1日かかるところを14か所見えています。それと、管路と水路、半日程度で終わるところを3か所見えています。それと管路だけのところを1日で終わるところを4回分ですね。それと、管路だけで半日で終わるところを4か所見えています。それで、水路だけのところですけども、これが1日で終わるところを12か所ぐらい計上しております。それで水路しゅんせつ、半日程度で終わるところを7か所計上しております。それで以上743万9,000円の計上でございます。よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、2回目の質問の中で、土木工事の積算システム、道路の特定財源等々が関連しているのではないかとかいうような内容やったかと思えますけれども、この積算シス

テムにつきましては、先ほどもお答えしましたように、本道路課におきましては表計算システム、簡単に申し上げましてエクセルというシステムに手打ちでみんなで作った内容を表に仕上げて、それを使っておるといふ現状でございます、今回導入するシステムといいますのは、建設省基準でなっております歩掛そのものがソフト化されております。そのソフトを導入いたしまして、積算の時間短縮を図る、効率化を図るものでございます。

続きまして、路面清掃の2,800か所の柵の清掃、このことについては土木維持作業でできるのではないかというお問い合わせでございますけれども、この柵の清掃につきましては、集水柵の堆積物は泥土化しておる状態であることも多くございますので、清掃には安全性と作業効率性から真空吸引式清掃車、俗に言うバキューム車と呼んでおりますけれども、そのものを利用いたしまして、柵の開閉を行いまして、柵及び周囲の洗浄、泥土の吸引を行い、その処分を実施しておるのが内容でございます。委員ご指摘の土木維持作業でどうやということは、土木維持作業の中には、このバキューム車等につく作業は含まれておりませんので、それとあわせまして路面清掃の、例えば19年度でしたら3回目の作業が終わった後、暮れ近くの年越し準備を含めた枯れ葉対策等も含めて実施した等が実績でございます。

それから、狹隘道路についてでございます。特に取り組みの状況の中で、2,000万円の内訳ということでございますが、簡単にこれは発生主義でございますので、おおむね20件程度を考えております。大きな内訳といたしましては、測量分筆に約50万円、整備費に50万円、1件当たり100万円程度必要にな

るのではないかということから、20件程度を想定いたしまして2,000万円を計上しておるものが内訳でございます。

以上です。

○山本靖一委員長 早川参事。

○早川交通対策課参事 フォルテ摂津自動車の無人化についてでございますけれども、委員おっしゃるように無人化で夜間延長、出入り口の変更等々いろいろ検討してまいりましたけれども、B2、B1で1階、2階、3階の供用部分からおのおの出入りができるということから、やはり管理人を何人か配置しないとだめだという点等を計算しまして、やはり現状ではちょっと難しいという話になっております。

次に、フォルテ摂津自動車B1の自転車の駐輪場にかえれないかということなんですが、あくまでも現状は自動車の駐車場ということで、形態自体が車の出入りに適したようになっておまして、現状でも2名の要員を配置して、安全を期しておる状態でございます。そのため現形態では、駐輪場は難しいかなということになっております。

○山本靖一委員長 新留参事。

○新留都市計画課参事 新在家鳥飼上線の整備についてでございますが、この路線につきましては、歩行者や自転車利用者の安全対策が必要であることは認識しておるところでございます。今後につきましても、この歩行者自転車利用者の通行の安全のために、財政状況を見据えながら前向きに何とか検討してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 理解いたしました部分については、ご質問を申し上げないと思いません。路面清掃につきまして、集水桝のこと。そういう考えもあるということも踏

まえていただいて、予算執行に当たっていただけたら、ありがたいというふうに思います。要望しておきます。

それと、狹隘道路の整備にかかわって、もともとこの助成制度でいこうという考えが出てきたのはどういうことかと。私が申し上げてますように、分筆までしていただくのは施主側でやっていただいたら結構。やはり、工事等については、市がやっぱり責任を持ってやるというふうにはならないのか。すべて施主任せにして、あと一部助成をするということでは、なかなか進まないんじゃないかというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

それと、既存の部分につきまして、特に問題が多いのは既存のいわゆる未解決の部分。これについて解決をしていく方策をつくらなければならないということでありまして、そこにはどうアタックをして、あるいはどういうふうにして協力をしていただけるかと。100万円の範囲内でやってくださいということには、ならないだろうというふうに思うわけがあります。測量なんかでもかなり費用がかかるというふうに聞いておりますので、50万円の範囲内で測量も分筆もできるかどうかということは、ちょっと難しいんじゃないかと、こういうふうに考えます。そういう意味で、20件分の予算を計上されてはいますが、そういった考えから工事等の問題について、もう一度再度質問いたしたいと思っております。詳細については、規定か何かをつくられると思うんですけれども、これも含めてお願いいたします。

では、お願いいたします。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、狹隘道路についての整備が助成になった経

緯でございますけれども、このことにつきましてでは北摂6市でもう既に組み込まれておる現状がございます。その中で浮かび上がってきましたのは、池田市であるとか箕面市、お隣の茨木市等がございます。やはり最初のうちにつきましては市で直接施工していこうと、こういうふうに取り組みました経緯がございます。それが逆に暗礁に乗り上げたということもございます。その問題点としましては、やはり認識のとり方の違いだと、こういうふうに考えます。また、関係市もそういうふうに申し上げておりました。申し上げますのは、やはり建築基準法を守るというのは、やはり建築主にございます。この辺が市が直接施工していくんだということになりますと、いつしかこれは市の事業であると。市が当然やるべきことであると、こういうふうな誤解が発生しまして、建築主さんにおきましては、年度なんて関係ございません。まして自分とこの家が竣工するに当然あわせてやってもらいたいという希望も当然ございます。その中で、建築主さん等が、やはりスムーズに建築が進む場合であったり、またまた年度がまたがる場合であったりとか、いつやってくれるんやとかいうような等々において、問題ばかりが生じて、なかなか手をつけられない状況があったと。それと、やはり市で工事として取り組むには、1件当たりベースではなくて数件集めた中で、理想的に申し上げますと、当該年度ではそれを集約する年度であって、実施としましては次年度をやっていきたいということが、スムーズな施工及びトータル的な安価に働くというような形でも、考えられるものであるわけなんですけれども、これにおきまして、各建築主さんの思い等々がございます。待ってられない状況であるとかいうよう

な問題から、現在はもう助成制度に移行されていると、こう伺っております。

やはり、本市におきましても原点に立ち返りまして、この法律をやはり守っていただくのは建築主さんであると、こういうふうにご考えておりますので、建築主さん自ら、やはり測量、分筆もやっていただき、このことに関しましてもお隣さんであるとか、裏であるとか、やはり民境界のことにつきまして行政が立ち入れない部分が多くございます。こういうようなことが完成しない限り、分筆もできないと。分筆できなければ寄附もいただけないと。こういうような等の問題が、やはり個人さんにあるという部分が非常に多く感じられます。ということにつきまして、寄附を原則に助成していきたいと、こう考えておりますけれども、今後におきましては指導基準等につきまして、やはり寄附はできないんだけれども、使用契約は結べるよと。これについては道路で使用してもらってもいいんだよと、こういうような場合におきましてはどういう助成をしていくんだと。中には市のお世話には一切ならないんだと。自分でやっていくよと。管理はどうしていくんだというような、さまざまな問題がうちの方としましては、今現在まだ想定してまとめつつある状況でございます。こういうことにつきましては、やはり結論的には助成が一番いいのではないかと。助成をすることによって、建築主さんの意識を高めていただいて、やはり後退する部分については自分だけではなく、周りの方々のために、皆さんで後退していただいて、その道路が4メートル以上になっていくということが理想なんですよというか、当たり前なんですよと。こういうふうな認識をしていただくために、助成をもってそういうような手助けをしてい

きたいと、こう考えております。

さらに従前の方についてはどう取り組むんかと、こういうふうなことでございますけれども、従前の方々につきましては、今後考えておりますのは広報であるとか、ホームページでありますとかいうことにつきましては載せていきまして、そういうふうな方々につきましては、自分のとこの土地、以前にこうだったんですけれども、こういうふうに取り組もうというふうに考えておりますがということと相談があった方には、さかのぼりまして協議をさせていただきまして、助成の対象としていきたいと考えております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 わかりました。理解をいたしました。やはり既存のこの課題になっているところの解決には、非常に問題が難しいというふうにも感じまして、いろんな考えを述べたわけでありまして、その助成制度をつくっていただくためには、査定あるいは基準、契約、事前協議等いろいろあると思いますので、積極的にきちっと問題のないようにやっていただくように、要望しておきたいと思っております。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午後2時50分 休憩)

(午後3時20分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

ほかに質疑のある方。

木村委員。

○木村委員 質問といたしますか、ちょっと整理をしておきたいと思うんですけれども、先ほどから野原委員の質問の中で、千里丘三島線あるいは正雀南千里丘線の質問の中で、新留参事の方から答弁で、阪急の連立が見えてきたということのご答弁があったんですけれども、私は先般の代表質問でも、この連続立体交差というのは300億を超える大きな事業です

し、当然事業化していく段階では数億円の府なり市の財政負担が出てくるということで、大変今の橋下知事の政治姿勢からすれば、非常に見通しが暗くなったというふうに私は思います。これは大阪府の連続立体交差というのは、府の主体的な事業ですし、橋下知事の場合は新規事業は基本的にゼロ査定という形を今とっておられる段階では、非常に連続立体交差は厳しいものになってくるというふうに見ておりますし、その点では私の考え方と若干違う部分がありまして、その辺では先ほどの答弁について、どういう形で答弁されたのか、ちょっとひとつ整理をしてもらいたいと思っております。

もう一つ、阪急正雀駅の耐震ですけれども、これは阪急の主体的な事業に対して府なり市なり、それなりの負担をしてやっていくということですが、非常にこの点についても私は厳しいものになってくるなという危惧をしておりますけれども。その辺の耐震についての、市としての今後の見通しについて、お聞かせ願いたいと思っております。

○山本靖一委員長 新留参事。

○新留都市計画課参事 木村委員の質問に答弁させていただきます。

先ほどの私の、野原委員の質問に対して、質問の答弁の中で、将来の連立事業は一定見えてきたことにより、平成19年度に設計費が予算化され道路の設計を行いまして、道路の幅員が決定していったところでもありますというような言い方をしたわけですが、私の先ほどの説明で、この言い方があたかも連立が決まったような説明にしたかと思っておりますが、まだ連立事業は具体化したということではございませんので、説明が不十分でありましたことをおわびいたします。ただ、なぜこういう言い方をしたのかと

いいますと、まず1つは南千里丘まちづくり事業も、第一段階的に進んできたということもありまして、南千里丘まちづくりに関する基本合意書の中で、将来の連立事業も視野に入れ新駅を設置していきますということも入っております。もう一つは、平成19年度に連立に対する大阪府と阪急電鉄とか、連立事業の勉強会を開催しております。それともう一つは、平成20年度に連立事業の調査を予算化しておるなどのこともありましたので、将来の連立事業が一定見えてきたというような表現になってしまいました。ということで、これに対して、もう事業が具体化して決まったということではありませんので、説明不足でありましたことをおわび申し上げます。

もう一つの正雀駅の耐震補強補助金につきましてでございますが、この内容につきましては、阪急正雀駅の耐震補強工事に対しまして補助金を交付するものがございます。事業の概要というんですか、事業の目的につきましては、主要な鉄道駅の耐震補強を平成22年度までに実施し、駅利用者の安全の向上を図るとともに、地震発生時における鉄道駅の緊急救護活動拠点機能を確保するとされております。補助対象駅としましては、乗降客が1日1万人以上の駅で、かつ折り返し運転が可能な駅。または複数路線が接続する駅において、柱とか基礎等の補強を行うこととされております。補助率につきましてですが、国が3分の1、地方が3分の1。この地方の3分の1の内訳は、大阪府が6分の1、市が6分の1。阪急が、鉄道事業者が3分の1ということになっております。現在の状況でございますが、阪急電鉄から聞いておりますのは、阪急電鉄は平成20年度に耐震補強の工事をやりたいということで、国へ

も今要望しているということでもあります。ただ、大阪府の方が暫定予算のため、新規予算が保留とされておられます。府の補助は7月までとまっているということで、新規予算はこの6月に補正予算で決定されるという状況でございます。

今後につきましては、その工事を府の補助を無視して進められるのか、7月を待つのか、待たれるのか、中止するのか、この事業主体である阪急さんにゆだねられるということになっております。現状のところは、ちょっと今そういう状況でございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 もうこれ以上深くは追及しませんけれども、連続立体交差事業については、もう駅特の所管ですし、私も代表質問でもその問題も取り上げて、非常に危惧をしている立場から、ここで連立が見えてきたということと言われると、ちょっと違うなという形でやらせてもらったんです。なるほど今おっしゃったように、連続立体交差、あるいは新駅、南千里丘、これはもう大半が密接に関係をしている事業ですし、そういう点では新留参事がおっしゃったように、一応国の調査費もついたらという形で、ある程度見通しがついてきたということは、私もそれは理解をするんですけども、今の大阪府の姿勢ではそうにはならないという認識をしておりますし、そういう点では、以前に一度調査費がついて、流れて、そして今回また調査費がついて、大阪府の出方次第では、これがまた流れてしまうということになってしまいますと、国の方なんかでも、やはり2回も調査費が流れるということは、やっぱり事業に対する姿勢を問われますし、そういう点を大変危惧しておるという立場から、この点については、やはりこのまま委員会の会

議録に残していくということについては、ちょっとやっぱりぐあい悪いなという形で指摘をさせてもらいましたんで、答弁でも今修正がありましたから、それでいいと思います。

以上で終わります。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時28分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第32号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、議案第43号の審査を行います。

本件についても補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時30分 休憩)

(午後3時31分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後3時32分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 野原 修